

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
◎告示（高知県林業改善資金の貸付金に係る事務の委託）の一部改正（木材産業課）	1
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）（漁業経営課）	1
○基本測量の実施の通知（用地対策課）	1
○公共測量の実施の通知（ 〃 ）	1
○国土調査の成果の認証（ 〃 ）	1
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	1
公 告	
○都市計画の変更の案の縦覧（2件）（都市計画課）	1
○開発行為に関する工事の完了（ 〃 ）	2
監査公表	
○包括外部監査の結果に対する措置	2
落札公告	
○落札者等の公告（公営企業局 県立病院課）	27

告 示

高知県告示第443号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく高知県林業改善資金の貸付金に係る収納の事務の安芸市矢ノ丸一丁目5番28号 安芸市森林組合及び土佐郡土佐町土居26番地1 土佐町森林組合への委託を平成19年6月30日に廃止したので、昭和52年1月高知県告示第38号（高知県林業改善資金の貸付金に係る事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成19年7月6日

高知県知事 橋本 大二郎

表中

「 安芸市矢ノ丸一丁目5番28号 」	安芸市森林組合
及び 「 土佐郡土佐町土居26番地1 」	土佐町森林組合

を削る。

高知県告示第444号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成19年7月6日

高知県知事 橋本 大二郎

区域及び区分

御豊瀬漁業協同組合及び高知市漁業協同組合の地区
中型底びき網漁業

高知県告示第445号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成19年7月6日

高知県知事 橋本 大二郎

- 作業種類
基本測量（精密測地網高精度三次元測量）
- 作業期間
平成19年6月25日から平成20年2月5日まで
- 作業地域
高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、安田町及び芸西村、長岡郡大豊町、吾川郡春野町及びいの町、高岡郡中土佐町、佐川町、日高村及び四万十町並びに幡多郡大月町及び黒潮町

高知県告示第446号

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成19年7月6日

高知県知事 橋本 大二郎

- 作業種類
公共測量（潮江西部土地区画整理事業）
- 作業期間
平成19年7月1日から同年9月30日まで
- 作業地域
高知市棧橋通三丁目、百石町二丁目、百石町三丁目、百石町四丁目、塩屋崎町二丁目、北竹島町字ソゲ田中ノ丸、字ソゲ田東ノ丸及び字ソゲ田裾ノ丸並びに百石町字南百石苗西ノ丸及び字北百石苗西ノ丸の各一部

高知県告示第447号

安芸郡奈半利町佐古谷及び改谷の各一部地区並びに高岡郡日高村沖名の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果と

して認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成19年7月6日

高知県知事 橋本 大二郎

- 調査を行った者の名称
(1) 奈半利町
(2) 日高村
- 調査を行った地域及び時期
(1) 安芸郡奈半利町佐古谷及び改谷の各一部
平成17年度及び平成18年度
(2) 高岡郡日高村沖名の一部
平成15年度及び平成16年度
高岡郡日高村沖名の一部
平成16年度及び平成17年度
- 成果の名称
(1) 奈半利町地籍図及び地籍簿
(2) 日高村地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
平成19年7月6日

高知県告示第448号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成19年7月6日

高知県知事 橋本 大二郎

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高岡郡佐川町字柳添	乙1884番1 (ただし、次の図に示す部分に限る。)	4.84	29.95	「次の図」は、省略し、高知県土木部建築指導課に備えて縦覧に供する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供す

る。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成19年7月6日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 都市計画の種類
窪川都市計画道路(1・4・1号中土佐窪川線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
高岡郡四万十町替坂本字ツェノ野、仁井田字長田及び菊ノ才能並びに平串字今宮田及び出雲の各一部
変更する部分
高岡郡四万十町影野字角ヶ谷山、鍋ヶ谷山、山口山、立石山、小峰山、藪ヶ谷山、永野、ヲトナシ及び寺地山、替坂本字谷屋式山、ナッチ、カツ子岡、折尾山、北屋式山、弥太郎谷、辻岡山、中谷及び定足山、六反地字瀧山、仁井田字定足、黒石谷、有ノ木ノ本、上八中野、川原田、東野、牛王ノ本、影田、コムカイ、石ゾ子、防次郎谷、寺カ谷、清水田、尾上、田中ノ窪及び高岡、小向字杉ノナロ、西ノ窪、丸田、大切、下モンガイ、角田及び小橋、中ノ越字エリバナ及びエリハナ並びに平串字後口山、中越山、高尾、伊豆ノ谷、庭草田、庵ノ前、持田及び障子田の各一部
削除する部分
高岡郡四万十町床鍋字熊野々原の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び四万十町役場
- 4 縦覧期間
平成19年7月6日から同月20日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成19年7月6日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 都市計画の種類
中土佐都市計画道路(1・4・2号中土佐窪川線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
高岡郡中土佐町久礼字フカ谷及び向屋敷の各一部
変更する部分

高岡郡中土佐町久礼字下越、城山、山崎、西ウラ、上カゲン田、川崎、上川崎、岡ノ谷、小水汲谷、水汲谷、神母ノ木、大水汲谷、権現谷、ハランボヤ、ハランボ、桑原、下アジロ谷、添蚯蚓、シダヲ、シダヲ山、タチバナ川、宮ノ前、向ヤシキ、中ノ川ノ下、中ノ川東平及び上指川山の各一部

- 削除する部分
高岡郡中土佐町久礼字中ノ川の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び中土佐町役場
- 4 縦覧期間
平成19年7月6日から同月20日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年7月6日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成18年12月18日 18高都計第657号	南国市稲生字鏡田 2647-4 ほか	南国市稲生2749番地1 松岡 秀和

監 査 公 表

監査公表第13号

平成19年7月6日

高知県監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、高知県知事及び高知県監査委員から包括外部監査の結果に対する措置について通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

19高行管第47号
平成19年6月8日

高知県監査委員 様

高知県知事 橋本 大二郎

平成17年度包括外部監査の結果に基づく措置について(通知)

平成18年5月19日付け高知県公報号外第17号監査公表第4号で公表された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき別紙のとおり通知します。

別紙

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

1

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>テーマ1：内部監査および会計検査は有効に実施され出納事務は適正かつ有効的になされているか</p> <p>第2 外部監査の結果</p> <p>II. 監査委員監査の実際について</p> <p>2. 高知県の監査委員監査実施上の問題点について</p> <p>(1) 試査によることについて</p> <p>① 現在の監査においては、監査手続きの適用は原則的に試査によりおこなわれていると言ってよく、高知県の監査委員監査が試査によること自体全く問題はない。しかし、高知県監査委員監査基準においても、監査委員事務局監査実施マニュアルにおいても、監査手続きの適用は試査による旨の記載が見あたらない。</p> <p>② 監査の専門家ばかりで構成されているとは言い難い監査委員事務局の現状を勘案すると、監査は試査によりおこなわれており、試査であるがゆえに留意しなくてはいけない事項を明確に認識して監査にあたるということは重要なことである。</p> <p>(2) 試査と内部統制の評価について</p> <p>試査の適用にあたっては、内部統制の整備・運用状況の評価が前提となるのであるが、高知県においては、内部統制自体を直接に評価しようとする手続きは体系的にはとられていない。従って、内部統制の評価の結果試査範囲を拡大したり、場合によっては精査に移行したりするといったことは、考慮されていない。</p> <p>(3) 監査委員の監査公表について</p> <p>① 監査公表は、指摘および嚴重注意とする機関および事項として、事実認定、指摘事項等を記載した後、「以下の機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているが云々」と記載している。この、「財務に関する事務は、おおむね適正に執行されている」という部分は、試査による全体の推定の結果によるものと思われるが、内部統制組織の評価を伴</p>	<p>テーマ1：内部監査および会計検査は有効に実施され出納事務は適正かつ有効的になされているか</p> <p>第2 外部監査の結果</p> <p>II. 監査委員監査の実際について</p> <p>2. 高知県の監査委員監査実施上の問題点について</p> <p>(1) 試査によることについて</p> <p>【監査委員事務局で回答】</p> <p>(2) 試査と内部統制の評価について</p> <p>【監査委員事務局で回答】</p> <p>(3) 監査委員の監査公表について</p> <p>【監査委員事務局で回答】</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

2

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>わなない試査による結論は、ある種非常に危ういものであり、「この範囲を抽出して監査を実施した結果、抽出した範囲においては財務に関する事務は、おおむね適正に執行されている」等々の表現の方が実態を表現していると思われる。</p> <p>(4) 監査結果に対する組織的対応について</p> <p>監査結果の様式が、課室、出先機関等に対する指摘となっており、また文言も「・・・信頼性を損なう事務処理である。今後はこのようなことがないように適切な取扱を求める。」という内容になっていることもあつてか、全庁的な組織的な対応がとられているとはいえない。</p> <p>III. ヒアリングの結果について</p> <p>1. 原因の分析について</p> <p>(1) 不十分と思われる原因究明について</p> <p>定期監査においても、会計検査においても、不適切事例の原因の究明が、再発防止といった観点から体系的におこなわれているとは認められない。</p> <p>指摘内容が生じるような原因分析を行った場合、監査対象機関で共通する原因であることも少なくないと考えられる。そうであれば、その対応策について、監査業務を通じて横断的に検討することができる立場にある監査委員事務局が、執行機関の原因分析と対応策を横断的に整理することは、情報の共有化という点から、県庁全体の事務及び事業の改善に資すると考えられる。</p> <p>(2) 原因究明に際しての不正と誤謬の区別について</p> <p>指摘事項の記載内容は、指摘事項のような状況が起こったのが不正によるものか誤謬によるものかが明確ではない。不正によるか誤謬によるかを区別するためには、原因分析が必要である。しかし、定期監査結果の報告書の指摘事項</p>	<p>(4) 監査結果に対する組織的対応について</p> <p>会計事務検討会での結果を踏まえ、平成18年度は出納課に企画監を配置し、有効な研修計画や内容を検討しました。</p> <p>また、出先機関では6土木事務所会計専門員を配置して、出納員として出納業務に専念するとともに、土木事務所管内の知事部局の出先機関の会計指導を行っています。</p> <p>III. ヒアリングの結果について</p> <p>1. 原因の分析について</p> <p>(1) 不十分と思われる原因究明について</p> <p>【監査委員事務局で回答】</p> <p>(2) 原因究明に際しての不正と誤謬の区別について</p> <p>【監査委員事務局で回答】</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

3

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>の記載では、事実認定のうち、どの規則等に違反するかという記載であり、それがなぜ起こったのかという原因については明らかにされていない。</p> <p>(3) 監査過程での意思疎通について 監査に対する疑問や不満のコメントは、監査過程での意思疎通が若干欠けている可能性を示唆しており相互理解による監査本来の目的の達成の実現に努める必要がある。</p> <p>(4) 監査における批判的機能と指導的機能のバランスについて 高知県の定期監査の事前監査の過程は、批判的機能、つまり指摘を重視したものとなっていると思われる。執行機関側がミスの原因を正しく認識し、対応策を的確に策定・実行するためには、監査の実施過程において、問題点を修正するための指導的機能にも配慮した内容とすることを検討する必要がある。</p> <p>(5) 指摘および措置の全庁的活用について 監査の指摘事項は、県庁全体としての内部チェック体制構築に活用されるべきである。本来、内部チェック体制は県庁の行政事務の適正化を図るために整備すべきものであり、指摘を受けたのが個別の機関であったとしても、県庁全体として、内部チェック体制の状況説明、原因分析、対策についてどのように活用していくのか検討すべきである。</p> <p>2. 平成17年度会計検査の重点事項「原因の究明について」 原因分析の中で職員の声をくみ上げる仕組みを作る必要がある 検査業務の中で原因分析を実施した資料がなかったことは、残念なことであるが、出納局の職員は、横断的に会計事務を見ているために、文書にこそしていないが、会計レベル低下の背景を肌で感じていると思われる。</p>	<p>(3) 監査過程での意思疎通について 【監査委員事務局で回答】</p> <p>(4) 監査における批判的機能と指導的機能のバランスについて 【監査委員事務局で回答】</p> <p>(5) 指摘および措置の全庁的活用について 監査の指摘事項や会計検査による不適切な事例の原因究明を執行機関と十分に行います。それに基づき研修については、対象者に適した内容とするともに、必要性和有効性があると考えられる所属には、個別研修も行っていきます。</p> <p>2. 平成17年度会計検査の重点事項「原因の究明について」 会計検査の際には、書類検査だけでなく所属長や担当者に聞き取りを行って文書化することとし、不適切事例の原因究明に役立てていくことにしました。 また、平成18年4月から6土木事務所に会計専門員を配置し、管内の出先機関を巡回して各種の相談に応じるとともに、職場の声拾い上げています。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

4

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>県庁全体の視点から内部チェック体制の整備を図る上で、このような声を救い上げて文書化しておくことは、非常に有用な資料となる。</p> <p>4. 業務の標準化とマニュアルについて 出納員による審査のレベルを県全体として、一定水準以上に保持していく手段の一つとして、「出納室会計検査の手引き(平成13年4月)」といった資料の改訂も含め審査マニュアルの作成を考慮すべきである。</p> <p>5. 会計検査の限界と内部監査室設置の検討について (1) 会計検査と監査委員監査の関係の調整について 今後、県庁全体として、会計事務の適正化を担保する効率的・有効的な内部チェック機能を構築していく上で、監査委員事務局と出納局の審査・会計検査との関連等を考えることは重要である。</p> <p>(3) 内部監査室設置の検討と監査の役割分担について 現在、高知県には、内部監査室は設置されていない。しかし、検査の結果を内部チェック体制に活かしていくためには、検査にとどまるのではなく、内部監査室の設置を検討すべきと考える。その際に、監査委員事務局との役割分担を検討することも必要と思われる。</p> <p>6. アウトソーシングの推進に際してのチェック体制の充実について アウトソーシングを行うにあたって懸念されるのは、委託先の業務執行の適正化をどのように担保するかということである。しかし、定期監査、会計検査の結果、今回のヒアリング等から、会計事務のレベルが低下していると思われるため、果たして、研修やチェックが有効に機能するののかという点が懸念される。 委託先の業務のチェック体制の</p>	<p>4. 業務の標準化とマニュアルについて 会計事務全般について整理した「会計事務処理要領」を、イントラに掲載するとともに会計事務ハンドブックを作成し、所属には有料配布の予定です。 また、出納員が日常的なチェックに使うための「出納員チェックマニュアル」も作成する予定です。</p> <p>5. 会計検査の限界と内部監査室設置の検討について (1) 会計検査と監査委員監査の関係の調整について 監査委員事務局、出納局と総務部において、会計事務の適正化に向けた効率的・有効的な内部チェック機能などについての協議を行い、監査の視点、会計検査の視点での指摘事項をお互いに共有することにより、改善に向けた取り組みを行いました。</p> <p>(3) 内部監査室設置の検討と監査の役割分担について 会計検査による不適切事例の原因究明を関係執行機関と十分に行い、事業執行と会計事務が連動してきちんと処理できる機能を作ることが必要と考えています。それにより、不適切事例を発生源で予防するシステムが構築でき、内部チェック能力は向上すると考えています。 監査機能は本来、監査委員(監査委員事務局)が発揮するものであり、内部チェックのためだけに内部監査室を設置する意義は低いと考えます。</p> <p>6. アウトソーシングの推進に際してのチェック体制の充実について 受託者との契約どおりに履行がなされているかどうかは、基本的には検査で確認することになっていますが、業務の適正な履行を確保するうえでは、品質の管理と評価が欠かせません。 このため、受託者から提供されるサービスの品質を管理し、その水準を評価するための品質管理ガイドラインを定めて、平成18年4月から試行を行い、品質の確保に努めています。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

5

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>検討にも意をつくす必要がある。</p> <p>7. 財務会計システムへの基本的チェック機能の組み込みについて (2) 基本的事項のチェックへの財務会計システム等の利用について 日付のさかのぼりに限らず、書類の不備を防止するチェックや、イントラの利用による情報の共有等、庁内のシステム利用による作業精度の向上は、大きな可能性があると思われる。 ルーチンワークのチェックはできる限り機械化し、単純化し、人的チェックを減少させることで、例外的事項、新規事項等に十分な検証を加える余裕も生じると思われ、積極の利用を検討すべきである。</p> <p>8. 研修について (1) 研修の必要性 監査委員事務局、出納局、監査対象機関へのヒアリングを通じて、会計事務のレベルが低下していると感じているということも、度々耳にした。したがって、会計事務レベルアップのためには、研修の実施、受講は必須であると思われる。</p> <p>(2) 研修内容について ① 会計事務の基本 ここでいう基本とは、事務処理の流れや規則の趣旨を理解すると言う意味である。膨大な規則を丸暗記することは不可能であり、調べるとしても、膨大な規則のうち、何を調べればいいのか、誰に何を聞けばいいのかということ自体が、わからないケースもあると考えられる。単に、場当たり的に、事務手続を暗記するよりも、法や規則の意義や趣旨を理解した方が、新たな事例に取り組む場合に応用が利くと考えられる。</p> <p>② 監査・検査の役割についての研</p>	<p>7. 財務会計システムへの基本的チェック機能の組み込みについて (2) 基本的事項のチェックへの財務会計システム等の利用について 会計書類は多くのパターンがあるうえ、設計書、見積書、契約書や請求書など添付書類が多いため、機械でチェックできる部分は少なくなっています。より高度なシステムを構築すれば省力化となりますが、維持管理費も経常的に必要となり、多額の経費をかけてシステム改修を行うメリットは少ないと考えます。</p> <p>8. 研修について (1) 研修の必要性 研修は必要と考えており、企画監を配置して有効な研修計画や内容を検討しました。 今後は、人員削減に伴い各所属の総務部門が縮小しても、所属内部での会計事務能力が低下することがないように研修が必要と考えています。 平成18年度は、新規採用者、中堅職員、新出納員、経験や職種による区分など対象者別に、流れ図や一覧表も使った資料を使い分けて、全体像の把握と個々の事柄に対応できるような研修を行いました。</p> <p>(2) 研修内容について ① 会計事務の基本 基本を理解することは大切なことであり、本来そうあるべきです。会計事務については、規則等により手続きを個々に規定したものも多く、個別の事例による研修を行う必要があります。また、職員からは、直ちに活用できる研修を望む声もあります。 平成18年度は、研修を工夫し、基本的な考え方と全体像を把握させるとともに、日常的な会計業務に活用できるような研修資料を提供しました。</p> <p>② 監査・検査の役割についての研修</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

6

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>修 監査・検査の指摘を業務に活かすために監査・検査が県庁全体の位置づけについて研修を行うことも必要と思われる。つまり、執行機関サイドは監査結果を受け止めて、業務改善、組織体制構築に役立てる視点を養成すること、監査・検査サイドは、業務改善や組織体制構築に役立てる監査・検査のあり方を考えることが重要と思われる。</p> <p>③ 起こりうるエラーへの対処方法についての研修 監査・検査の指摘事項等の事例、新規事業に取り組む場合等、起こりうるエラーへの防止策、発見策を考えさせることも有用と思われる。この訓練は、規則の趣旨を理解する手助けとなると思われる。</p> <p>(3) 効率的実施と受講しやすさのバランスについて ① 研修を行う場合、課室・出先機関ごと、部ごと単位、県庁全体という単位が考えられる。いずれか一つにだけ絞る必要はないと思うが、県庁全体としてバランスを考えることは、効率的な研修実施のためには必要ではないかと考える。</p> <p>② 出納局のヒアリングでは、検査の原因分析が忙しくてできないというコメントをいただいたが、仮に、研修講師業務の負担が減少すれば、原因分析業務に時間をまわせるということであれば、県庁全体としての研修の効率的実施について、検討する余地はあるのではないかと感じた。そのためには、課単位の個別の研修実施状況がどうなっているのかについて、県庁全体の視点から把握する必要があったと思われる。</p> <p>③ なお、効率的な研修のためには、</p>	<p>会計検査においては、指摘対象となった執行機関の事情を十分把握することに意識を配り、その原因分析を十分行うことにしています。 また、その結果は対象所属への指摘に留まらず、対応が必要な部局に提言しました。</p> <p>③ 起こりうるエラーへの対処方法についての研修 検査の指摘事項については事例研修として取り入れていきますが、新規事業については事業所管課でない事業内容が十分にわからないため、具体的なエラーへの防止策、発見策を考えさせることを会計研修でとり上げることは困難です。このため、各事業主管課でとり上げて訓練をすることによって、職員の能力向上に役立つと考えます。</p> <p>(3) 効率的実施と受講しやすさのバランスについて ① これまでも要請に応じて、執行部署に出向いての研修を行いました。この方式では受講しやすくなりますが、同一所属でも職員により業務内容が異なるため、研修の的が絞りにくい面があります。このため新規採用者などではレベルを合わせた一斉研修が必要であり、平成18年度は、対象者により、それに適した研修内容とするとともに、会計検査の結果を踏まえて、必要性和有効性があると考えられる所属には、個別研修も行いました。</p> <p>② 忙しいとのコメントの原因は、研修講師業務の負担が大きいためではなく、日常の審査業務によるものです。審査書類は執行課から連日送られてくるため、職員は検査出張から帰れば、その間に溜まった書類を審査する必要があります。支払い遅延を避けるためには審査業務を優先せざるを得ず、原因分析の時間がとれない状況となっています。 平成18年度は検査機関数を減らして、原因分析等の時間を確保しました。 なお、県庁の課室の状況については、審査を通じてチェックしながら必要な対応を考えます。</p> <p>③ 他県の状況(実施は2県)も調査しましたが、</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

7

監 査 結 果	措 置 の 内 容
研修へのe-ラーニングの活用についても検討してみる必要がある。	有効で効率的な会計研修であるとの結論に至りませんので、e-ラーニングの実施は見送ります。

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

1

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>テーマ2：公社等外郭団体の財務及び経営管理に関する事務の執行について</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>1. 公社等外郭団体の改革と県と公社等外郭団体の関係の整理について</p> <p>(1) 県と公社等外郭団体の関係の整理について</p> <p>改革の基本方針の一つとして「公社等外郭団体に対する県の人的・財政的支援を縮小・見直しする。」としているが、まず、公社等外郭団体の憲法ともいべき定款、寄付行為の規定を早急に見直し、改革の推進に向けた環境づくり、土台作りをする必要がある。</p> <p>また、「公の施設」の管理のために設立された公社等外郭団体も少なくない。これらの公社等外郭団体の理事長、専務理事、事務局長等経営の中枢を担う職員の多くは県からの派遣によっているが、県が政策遂行上主導的に設立した法人に対する責任として、早急に具体的な対応をとる必要がある。</p> <p>(2) 公社等外郭団体が独自に雇用した職員の処遇について</p> <p>公社等外郭団体が独自に雇用した職員の処遇については、一義的には団体において責任を持って対処すべきことではあるが、各公社等外郭団体間で吸収すべきところは、極力、団体間の交流等により吸収し、再就職の支援については広く、県の雇用対策の一環として取り組む必要がある。</p> <p>県と公社等外郭団体とが相互に協力して、有効なプロパー職員の処遇を実施されることを期待する。</p> <p>2. 公社等外郭団体の事務所の使用関係について</p> <p>3. 公の施設の数値目標について</p> <p>4. 法人税の計算について</p>	<p>テーマ2：公社等外郭団体の財務及び経営管理に関する事務の執行について</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>1. 公社等外郭団体の改革と県と公社等外郭団体の関係の整理について</p> <p>(1) 県と公社等外郭団体の関係の整理について</p> <p>平成18年7月3日に施行した「公の施設の指定管理者制度に関する運用指針」において、指定管理者の公平公正な選定の観点から、県議会議員、知事、副知事、出納長、委員会委員等が役員に就任している団体は、公募の対象から除外すること、また、県の外郭団体が指定管理者の公募に応募する場合は、県職員が当該団体の事業運営や意思決定等に影響を及ぼす役員に就任しているときは、原則として当該役員を辞任することを定めました。</p> <p>今後の指定管理者の公募に当たって、県の外郭団体が応募する場合は、この運用指針に沿って、必要な措置が採られることとなります。</p> <p>なお、役員選任等に係る定款、寄付行為の改正については、基本的には、それぞれの団体の責任において理事会等で決定されるものですが、公社等外郭団体の改革の基本方針や本運用指針に沿った対応となるよう、所管課を通じて投げかけを行っていきます。</p> <p>(2) 公社等外郭団体が独自に雇用した職員の処遇について</p> <p>平成16年3月に策定しました「公社等外郭団体の改革」の基本方針において、「体制縮小や廃止に当たっては、プロパー職員の処遇について十分配慮するものとしました。県は、団体への関与の状況に応じ、団体と協力して、団体間の人事交流や再就職の支援を行う。」としており、この基本方針に沿った対応を行っていきます。</p> <p>なお、廃止の方針が決定している土地開発公社及び住宅供給公社については、外郭団体のなかでも特に県の関与の強い団体であり、他団体への円滑な交流を図ることを中心として、重点的に雇用の場の確保に努めていきます。</p> <p>2. 公社等外郭団体の事務所の使用関係について</p> <p>【個別の団体における指摘事項で回答】</p> <p>3. 公の施設の数値目標について</p> <p>【個別の団体における指摘事項で回答】</p> <p>4. 法人税の計算について</p> <p>【個別の団体における指摘事項で回答】</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

2

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>5. 実費弁償方式の委託費の精算に際しての消費税の計算について</p> <p>(1) 実費弁償方式における委託料の算定に際しての消費税の計算について</p> <p>(2) 統一的な仕事の進め方について この指摘事項は、個別の事案についての問題点の指摘であると共に、県庁内における仕事の進め方に対する指摘である。例えば実費弁償方式による委託料の確定計算に際しての消費税の計算のような全庁的な事項に対し統一的処理による事は多くのメリットが認められる。 このことは、処理の標準化による事務の混乱と錯誤・誤謬等の防止の典型的事例でもある。このような事項に対し、県として適切に対応できる体制は、事務執行のダウンサイジング化においても重要なことと考える。</p> <p>(3) 高知県行政監査報告書における誤解について なお、平成16年度高知県行政監査報告書(抄)の「職員を派遣している団体への人件費等の支出について」の中の(1)実費弁償方式における委託料の算定に際しての消費税の計算について(参考資料参照)において「以上、基本的には上記2つの計算方式により実費弁償方式の委託料の決定における消費税の計算が行われている。当然、どの方法による計算を採用するかによって委託料等の額が変動することになる。よって、実費弁償方式である委託料においては、委託者である県が十分に計算内容を把握したうえで契約額を確定する必要がある。」と指摘している。 しかし、この指摘のうち「当然、どの方法による計算を採用するかによって委託料等の額が変動することになる。」という部分は、高知県スポーツ振興財団の消費税で詳細に検討した結果でも明らかのように、一部誤りを含んでいると思われるのでここで合わせて指摘しておきたい。</p>	<p>5. 実費弁償方式の委託費の精算に際しての消費税の計算について</p> <p>(1) 実費弁償方式における委託料の算定に際しての消費税の計算について 【個別の団体における指摘事項で回答】</p> <p>(2) 統一的な仕事の進め方について 公社等外郭団体の事務処理については、基本的には各団体の実情に応じて、各団体の責任において行われるべきであり、会計担当職員の資質の向上や税理士、公認会計士などの専門家の活用を図っていくよう団体所管課を通じて投げかけていきます。</p> <p>(3) 高知県行政監査報告書における誤解について 【監査委員事務局で回答】</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

3

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>6. 行政財産の目的外使用に係る使用料の取扱いについて</p> <p>7. 三六協定について</p> <p>8. 計算書類の表示について</p> <p>9. 委託費の精算事務手続きについて ① 年度末近くの契約変更は、県予算の当年度内の効率的執行及び有効活用からみて時期的に遅く適切でない。 ② 「精算方式」を採っているにも係わらず、年度末での契約変更は、二重の行政コストとなり、事務手続も煩瑣になり適切でない。 ③ 多額の返戻金の発生は、資金の有効利用を阻害する。</p> <p>10. 再委託契約の競争性の確保について</p> <p>11. 退職給与引当金について</p> <p>12. 消耗品の購入単価について</p>	<p>6. 行政財産の目的外使用に係る使用料の取扱いについて 【個別の団体における指摘事項で回答】</p> <p>7. 三六協定について 【個別の団体における指摘事項で回答】</p> <p>8. 計算書類の表示について 【個別の団体における指摘事項で回答】</p> <p>9. 委託費の精算事務手続きについて 【個別の団体における指摘事項で回答】</p> <p>10. 再委託契約の競争性の確保について 【個別の団体における指摘事項で回答】</p> <p>11. 退職給与引当金について 【個別の団体における指摘事項で回答】</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 【個別の団体における指摘事項で回答】</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

4

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>1. (社)高知県建設技術公社</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 各団体で購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 実際の出資比率と定款の規定について</p> <p>① 出資を要しない社員について理事会で承認手続きを経ていない。</p> <p>② 定款第14条では未だ高知県の強い関与を示す内容となっている。</p> <p>③ 高知県の有する議決権は誰が行使したのが明確な記録になっていない。 実際の法的な側面においても、高知県との関係を整理し、明確にすべきである。</p> <p>(2) 新土木積算システムの使用権原について 市町村等からの受託業務に係る「新土木積算システム」の使用について、必要な事項を取り決め、権原を明確にしておくべきである。</p>	<p>1. (社)高知県建設技術公社</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 当社で使用する主な消耗品の調達方法は、平成16年度以降、前年度末に複数の者から翌年度の年間単価見積を徴し、その最低価格者に対し、必要な数量を適宜発注するものです。 平成17年度は、8者から見積を徴し、うち7者と取引がありました。 平成18年度は、平成17年度に取引のあった7者に新規2者(営業活動実績等から判断)を加えた9者から年間単価見積を徴し、これに基づき、発注を行っています。 なお、年間見積のない消耗品は、3万円未満と見込まれる場合、類似品の最低価格者から見積を徴し発注しています。3万円以上と見込まれる場合は、類似品の最低価格者と次順位者の2者から見積を徴し、低価格者に発注しています。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 実際の出資比率と定款の規定について</p> <p>① 定款6条第1項ただし書きのとおり、理事会の承認を得ることとします。</p> <p>② 公社改革の課題の1つとして、県の関与を縮小していきます。なお、平成17年度、35市町村が会員加入し、一定方向付けが進みました。</p> <p>③ 議決権の行使を明確化するよう手続きを踏んでいきます。</p> <p>(2) 新土木積算システムの使用権原について 市町村への新土木積算システムの提供に関する県との覚書等の締結について、現在、県土木部建設管理課と協議中です。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

5

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(3) 法人税申告上のみなし寄付金について 法人税申告上のみなし寄付金について決算見込の精度を向上させるとともに、みなし寄付金に關し特別の規定の活用を意を用いるべきである。</p> <p>(4) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の取扱いについて 所管部局によって使用料の「徴収」と「免除」と、その取扱いが大きく異なっている。 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の取扱いを統一的に行うべきである。</p> <p>(5) 休日の振替に際しての割増賃金の支払いについて 休日出勤について、休日の振替をしているものがあつたが1週間の法定労働時間を越えた分について割増賃金の支払いをしていなかった。</p> <p>(6) 三六協定について 三六協定の有無を確認したところ締結していなかった。</p> <p>(7) データ保護に関する管理規程について データ及びプログラム等の管理等を明確にすることは重要であることから、新土木積算システム運用管理委託契約の規定に従い、管理規程を定め、厳に遵守すべきである。</p>	<p>(3) 法人税申告上のみなし寄付金について 決算見込等の事務処理の精度を向上し、適切な税務処理を行います。</p> <p>(4) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の取扱いについて 平成6年4月の移転に際し、社屋の改造費25,094,920円、駐車場舗装費2,441,100円を負担支出しています。 そうした背景もあり、本部は「免除」、支部は「徴収」の取扱いがなされていると認識していました。 なお、平成18年度から、教育委員会、土木部共に目的外使用料は、免除になりました。</p> <p>(5) 休日の振替に際しての割増賃金の支払いについて 平成17年度からは、割増賃金を支払っています。</p> <p>(6) 三六協定について 本監査の指摘を受けH18.2.24に三六協定を締結し、H18.2.27労働基準局に届出を済ませています。</p> <p>(7) データ保護に関する管理規程について 県土木部建設管理課と内容協議のうえ、平成17年12月27日付で土木積算システム運用管理規程を定め、業務を実施しています。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

6

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>2. (財)高知県ふくし交流財団</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>3. 公の施設の数値目標について 数値による目標管理や評価は当然に万能ではない。しかし数値に含まれる非常に重要な情報を無視しては的確な経営の継続は困難である。どのような数値を評価基準や目標とするかは簡単なことではないが、目標や評価基準の数値化は不可欠なものとする。</p> <p>7. 三六協定について 労働基準法第36条によれば、労働者に時間外労働、休日労働をさせる場合、労使間で協定を締結し(以下三六協定という)、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。そのため、三六協定無しに時間外労働をさせることは法令違反となる。 速やかに三六協定を締結し、労働基準監督署長へ届出を行い、法令違反の状態を解消すべきである。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 外郭団体中低い金額で消耗品を購入している団体 各団体で購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 委託契約の一部変更に関する事務処理について 委託料、とりわけ人件費は、予算の効果的な執行のため、全体額を按分して分割払いをされていることから、一部人件費の変更については変更事由の発生したときに速やかに変更契約を行うべきである。</p>	<p>2. (財)高知県ふくし交流財団</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>3. 公の施設の数値目標について 平成18年度からふくし交流プラザの指定管理者となり、貸し室の稼働率向上を図ることが利用者の増加につながるものと考えています。目標数値の重要性について認識しており、今後の検討課題としています。</p> <p>7. 三六協定について 三六協定については労使間で協定を締結し、平成18年4月4日に労働基準監督署長に届出を行いました。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 外郭団体中低い金額で消耗品を購入している団体 財団における消耗品の購入単価については、概ね高知県の購入単価と比較しても適正な水準と考えていますが、フロッピーディスクなど一部に割高と思えるものもあるため、県の物品購入契約単価との照合を的確に行うなど、一層の経費削減に努めることとしています。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 委託契約の一部変更に関する事務処理について 一部人件費の変更については、年度当初から判明していたことではありますが、契約事務及び概算払い事務を急いでいたこともあり、また、従来、委託額の変更等については、年度末の額の確定、精算時に実施してきたことから、平成16年度についても同様の処理としていたものです。なお、平成18年度から県職員の派遣を止めています。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

7

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(2) 高齢者に対してのパソコン講習会について</p> <p>① 高齢者のインターネット利用のためのパソコン講習需要を的確に把握するなど、より一層の効果的な事業執行に努めるべきである。</p> <p>② 委託契約については、年度末に契約変更しているが、パソコン業務を再委託(5/16)した時点で実績予定額は想定できることから早めの契約変更を行うべきである。</p> <p>(3) 有価証券の会計処理について 少額ではあるが、誤った処理が発見された時点で、正規の会計処理をすべきであり、厳正な事務処理につとめるべきである。</p> <p>(4) 法人税の計算におけるみなし寄付金について</p> <p>① みなし寄付金の規定を適用し所得計算した場合に比較して法人税等を95,200円過大に納付している。</p> <p>② 税務面では決して専門的知識が十分とは言えない担当者レベルでの対応しかしておらず、かつ県の主管課においても担当者の疑問に対し適切な指導が出来ていない。</p> <p>③ 年度当初から収益事業課税に対する的確な対応がとれておらず区分経理や、みなし寄付金規定適用に必要な収益事業から収益事業以外の事業に対し寄付金の支払いもなされていない。</p> <p>(5) 実費弁償方式による委託費の消費税の確定計算について</p> <p>① 実費弁償方式における委託料の算定に際しての消費税の計算について 消費税の計算について、反復計算等の確定計算の手続きを十分におこなわず、委託費の精算をおこなっている。</p>	<p>(2) 高齢者に対してのパソコン講習会について</p> <p>① 講習会参加者から要望を聴取し、ニーズに沿った講習会となるよう、平成18年度からメニューを増やしています。</p> <p>② II. 2. (1) で述べたように契約の変更については年度末に実施してきた経緯がありますが、金額の多寡や実施の時期などを考慮しつつ、実態に即して契約の変更等を行うことにしています。</p> <p>(3) 有価証券の会計処理について 指摘事項に基づき、誤った処理が発見された時点で正規の会計処理を行う等、厳正な事務処理に努めることとしました。</p> <p>(4) 法人税の計算におけるみなし寄付金について</p> <p>① 指摘事項については、平成18年度から区分経理を行い、みなし寄付金としての処理を行っています。</p> <p>② 税理士である監事に監査を通じて助言を受けていますが、困難な事案については、適宜相談を行うようにしています。</p> <p>③ 平成18年度から、基金事業等の部と収益事業の部による区分経理を実施し、みなし寄付金の適用が受けられるようにしています。</p> <p>(5) 実費弁償方式による委託費の消費税の確定計算について</p> <p>① 従前は、委託費の精算時に仮決算を行い、これに基づき消費税額を算出していましたが、平成17年度から、委託費の確定額に基づき消費税額を算出することとしました。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

8

監 査 結 果	措 置 の 内 容
② 障害者スポーツセンターに係る委託費の消費税計算について 内部的な消費税の部門別負担計算において障害者スポーツセンターに係る事業が負担した消費税が過大になっている。	② 内部的な消費税の部門別負担計算においては一般の消費税の計算方法により実施することとしました。また、計算の基礎となる売上高について、受託事業の未実施に係る委託料が含まれないよう留意します。
③ ふくし交流プラザの管理委託費に算入すべきでない消費税について i) 収益事業のうち自動販売機手数料収入に係る法人税等について 自動販売機手数料にかかる法人税等を、県が負担しているが、根拠はなく、財団の負担とすべきである。 ii) 受託事業以外で負担すべき消費税について 受託事業以外の負担金や雑収入が負担すべき消費税を県が負担しているが、県が負担する根拠はなく、財団の負担とすべきである。 iii) 上記①に係る消費税について 上記①に係る消費税 178,300円が、ふくし交流プラザの管理委託費に含めて精算されている。 iv) その他 以上の原因により平成16年度の実費弁償方式による委託費は総額で 335,502円過大となっている。	③ ふくし交流プラザの管理委託費に算入すべきでない消費税について i) 従来、施設管理の一部として自動販売機手数料収入に係る法人税等について、ふくし交流プラザの管理委託費に含めていましたが、平成17年度からは財団の負担としています。 ii) 指摘事項については、平成17年度からは財団のその他の事業に区分し、財団の負担としています。 iii) 指摘事項については、平成17年度からはふくし交流プラザの管理委託費には含めていません。 iv) 平成18年度から、財団がふくし交流プラザの指定管理者となったため、実費弁償方式による委託料の支払いは無くなっています。

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

9

監 査 結 果	措 置 の 内 容
③.(財)高知県牧野記念財団 I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項 7. 三六協定について 労働基準法第36条によれば、労働者に時間外労働、休日労働をさせる場合、労使間で協定を締結し(以下三六協定という)、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。そのため、三六協定無しに時間外労働をさせることは法令違反となる。 速やかに三六協定を締結し、労働基準監督署長へ届出を行い、法令違反の状態を解消すべきである。	③.(財)高知県牧野記念財団 I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項 7. 三六協定について 平成18年4月20日に協定書を労働基準監督署に届け出ました。
12. 消耗品の購入単価について 各団体に購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。	12. 消耗品の購入単価について 安価に購入するよう努めていますが、なお、一層経費削減に努力します。
II. 個別の団体における指摘事項 (1) 補助金の変更申請について 年度の早い時期に補助金の各科目経費の流用等補助金の内容変更申請を行い、県の承認を受けるべきである。 (2) 補助事業により取得した物品について 物品(財産)台帳を整備し、会計規定に従って貸借対照表に計上するなど適正に管理すべきである。	II. 個別の団体における指摘事項 (1) 補助金の変更申請について 今後、同様の事例が生じた場合は変更申請を行います。 (2) 補助事業により取得した物品について 平成15年度に遡って財産台帳を整備し、固定資産として計上しました。

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

10

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(3) 土佐寒蘭センターの管理について</p> <p>2か所で分散管理することは、管理運営上、非効率でかつ不経済なものとなっている。</p> <p>県民の財産である公の施設が、実質的に愛好家中心の施設となり、設立後10年程度で施設の存廃が問題にされることは有効性の観点から見て適切でない。</p>	<p>(3) 土佐寒蘭センターの管理について</p> <p>平成18年8月31日をもって高知県立土佐寒蘭センターを廃止し、その機能を牧野植物園へ統合しました。</p>
<p>(4) 委託契約に当り委託経費の積算について</p> <p>① 管理委託契約は精算方式によっているにも係らず年度末に契約変更を行っている。年度末近く理由の不明確な変更契約は、二重の行政コストとなり、事務手続も煩瑣になり適切でない。</p> <p>② 契約に当り委託契約における不用額が生じないよう、委託契約の積算を的確に行うべきである。</p>	<p>(4) 委託契約に当り委託経費の積算について</p> <p>① 指定管理者となり、18年度以降は生じない見込みです。</p> <p>② 予算の見積りは的確に行うよう努めます。</p>
<p>(5) 調査特別会計における短期借入金について</p> <p>① 全く必要ない資金調達と金利の支払い</p> <p>必要資金を一般会計から調査特別会計に貸し付けたならば、外部から有利子の資金を調達する必要は全くない。</p> <p>② 他の団体に比較し高い金利</p> <p>融資交渉に先がけての関連外郭団体からの情報収集や金利の交渉を十分におこなった結果とは認めがたい。</p> <p>③ 会計処理上の問題点</p> <p>年度末に翌年度の負担となる利息を未払計上しているが利息の支払い方法は先払いであり、あきらかに翌期の負担となる利息である。</p>	<p>(5) 調査特別会計における短期借入金について</p> <p>① 調査特別会計の内部留保により、今後は借入れは生じない見込みですが、なお、会計処理上の問題は留意します。ただ、一般会計は県の委託料を財源としており、財団の収益事業に貸し付ける余裕資金を県として支払うことが認められるのかについては、なお、疑問をもってします。</p> <p>② 今後、借入れの必要が生じた場合は留意します。</p> <p>③ 今後、年度末の未集金、未払金計上の際は留意します。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

11

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(6) (財)土佐寒蘭振興協会の解散と(財)高知県牧野記念財団基本財産の経緯</p> <p>追加出捐の20万円は、全く必要なかったものであり、事前に慎重な検討をすることで不必要な負担を避ける努力をすべきである。</p>	<p>(6) (財)土佐寒蘭振興協会の解散と(財)高知県牧野記念財団基本財産の経緯</p> <p>(財)土佐寒蘭振興協会の寄付行為に沿って「類似の目的を持つ公共的団体」として(財)高知県牧野記念財団へ基本財産を移しましたが、今後、同様の事態が発生した場合は、ご指摘の趣旨を尊重した対応をします。</p>
<p>(7) 収益事業に対する法人税計算について</p> <p>財団は、公益法人等に対するみなし寄付金の規定を十分に活用するための経理処理を行っていないため、法人税等を多額に納付している。</p>	<p>(7) 収益事業に対する法人税計算について</p> <p>18年度以降は指定管理者制度となるため同様のことは生じませんが、財団の自主財源の取り扱いについて、結果は別として、もう少し県との意思疎通を図るべきでした。</p>
<p>(8) 消費税の計算における特定収入の取扱いについて</p> <p>同一事業体内での内部取引たる公益法人等の特別会計から一般会計への繰入金等は特定収入に該当しない。</p>	<p>(8) 消費税の計算における特定収入の取扱いについて</p> <p>税務署に対し更正手続きを行いました。</p>
<p>(9) 収益事業に対する寄付金について</p> <p>内部的な振替処理は各会計の収支の把握のためにおこなわれているものであり、収益事業に係る益金とすることには疑問がある。</p>	<p>(9) 収益事業に対する寄付金について</p> <p>収益事業に係る益金とすることの可否について、なお、検討中です。</p>
<p>(10) 植物協会総会費用について</p> <p>日本植物協会総会開催経費を調査特別会計に含めて表示することはあきらかに不適切であり、少なくとも総会開催特別会計といった独立した特別会計で表示すべきである。</p>	<p>(10) 植物協会総会費用について</p> <p>財団とは異なる組織の決算ではありますが、財団の会計処理を伴うものは、透明性を図る観点からすべて表示することとしてきました。</p> <p>調査特別会計に含めて計上したのは、過去の総会担当団体においては不足分の継ぎ足しを行っており、高知県での開催の場合も財源不足による継ぎ足しが必要となる場合は、財団の収益事業会計の中から補填すべきだと考えたことによります。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

12

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>4. (財)高知県文化財団</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>3. 公の施設の数値目標について</p> <p>数値による目標管理や評価は当然に万能ではない。しかし数値に含まれる非常に重要な情報を無視しては的確な経営の継続は困難である。どのような数値を評価基準や目標とするかは簡単なことではないが、目標や評価基準の数値化は不可欠なものと考える。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について</p> <p>各団体に購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項 〔財団〕</p> <p>(1) 委託契約に当たったの経費積算について</p> <p>① 管理委託契約は精算方式によっているにも係わらず年度末に契約変更を行っている。年度末近くの理由の不明確な変更契約は、二重の行政コストとなり、事務手続も煩瑣になり適切でない。</p> <p>② 契約に当り委託契約における不用額が生じないよう、委託契約の積算を的確に行うべきである。</p>	<p>4. (財)高知県文化財団</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>3. 公の施設の数値目標について</p> <p>公立文化施設の目標は、狭義には、それぞれの設置管理条例に定められた目的を達成することであり、広義には、活動を通じて広く県民の皆様が歴史や芸術などの文化に触れることで県全体の文化水準の維持向上を図っていくことです。指摘にもありますとおり単に数値での目標管理ではすべてを表すことはできないと考えますが、一定の目標とはなりますので、今後の事業計画において、各施設の特性に応じた目標項目(入場者数、企画事業の数、出前講座などの実施予定回数、稼働率等)を記載していきます。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について</p> <p>平成18年度からは指定管理者として各施設を運営しており、経費の削減は取り組む課題です。指摘のような事例も参考としていきます。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項 〔財団〕</p> <p>(1) 委託契約にあつたの経費積算について</p> <p>指摘のとおり予算の効率的な執行の点で適切ではありませんでした。平成18年度からは指定管理者制度による利用料金制となっており、一部の事業を取りやめるといった管理運営上の大きな変更がない限り、基本的に管理代行料の契約変更は生じませんが、指摘の点は今後の業務に反映していきます。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

13

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(2) 法人総務部事務室に係る使用関係の権原について</p> <p>法人総務部事務室に係る使用関係について、使用許可等により権原を明確にすべきである。</p> <p>(3) 貸借対照表と残高証明書の差額について</p> <p>① 未収利息は法律上の金銭債権には該当しないことから、預金に含めることは明らかに誤りである。</p> <p>② 事業安定特定預金の差異について</p> <p>事業安定特定預金の事業安定特定預金の取り崩しを行った際の処理方法に誤りがある。</p> <p>(4) 事業安定特定預金取り崩し時の会計処理</p> <p>事業安定預金を取り崩し、その金額を未収金に振り替えているが、この会計処理を行うことは明らかに誤りである。</p> <p>(5) 事業報告書の表示について</p> <p>① 総括表について</p> <p>財団は正味財産増減表総括表および貸借対照表総括表を作成していない。基準に従い必要な総括表を作成すべきである。</p> <p>② 総括表における内部取引の消去について</p> <p>収支計算書総括表において内部取引の消去が適切になされていない。</p> <p>③ 高知県文化財団自主企画事業補助金の表示について</p> <p>概算の補助金収入を総額で補助金収入に計上するとともに、返還金を相殺せず支出に科目を設けて計上しているが、この会計処理は明らかな誤りである。</p> <p>④ ピカソ展の収支の表示について</p> <p>不要分の返金は支出の戻入として処理すべきである。</p>	<p>(2) 法人総務部事務室に係る使用関係の権原について</p> <p>使用許可の手続きを行います。</p> <p>(3) 貸借対照表と残高証明書の差額について</p> <p>① 今後は、3月末の仕分において「未収利息/基金運用収入」とし、貸借対照表の基金預金には計上しないようにします。</p> <p>② 次期繰越収支差額を零とするために行っていたものですが、今後は適切に処理するよう努めます。</p> <p>(4) 事業安定特定預金取り崩し時の会計処理</p> <p>今後適切に処理するよう努めます。</p> <p>(5) 事業報告書の表示について</p> <p>① 指摘のとおりですので、平成17年度からは作成し決算資料としても提示しています。</p> <p>② 今後は、内部取引の消去及び相殺処理を適正に行うよう努めます。</p> <p>③ 今後は、適正に処理するよう努めます。</p> <p>④ 今後は、適正に処理するよう努めます。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

14

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>⑤ 財団管理運営費について 財団管理運営費の中には、財団の本部機能を果たしている総務部に関する経費と美術館以外の施設が負担すべき消費税が含まれている。</p> <p>⑥ 県からの委託費で購入した備品等の会計処理について 委託費で購入した物品等は、財団が購入した時点では県に帰属するものであり、本来財団の正味財産増減計算書に計上される取引ではない。不必要な両建て処理を改め、純額表示による正規の会計処理をおこなう必要がある。</p> <p>(6) 消費税の会計処理について 消費税は法人を一つの単位として課される税であり内部的な会計区分を根拠に一部のみを発生主義による処理をおこなうことはあきらかに誤った会計処理といわざるを得ない。なお、この際の未払金と未収入金は貸借対照表総括表においては当然に内部取引として消去する必要がある。</p> <p>(7) 委託費で購入した備品について(文学館、歴史館、龍馬記念館) ① 委託費で製作したレプリカについては、県に対して報告していなかった。 ② 財団の会計処理として備品購入費以外の科目で処理したとしても、県の基準に照らし合わせて備品に該当するものがあれば、県に帰属する備品として報告する必要があると思われる。</p> <p>〔県民文化ホール〕 (1) 管理委託団体に対する新たな修繕委託契約について 緊急修繕を行うため、県から再委託承認を受けて、当初より保守点検を行っている業者と特命随意契約を締結し修繕業務を行っている。自ら修繕業務を実施できない同文化財団に敢えて県が委託し、再委託と契約事務手続きを複雑にしているのは適切ではない。</p>	<p>⑤ これまでは、総務部と6施設全体で消費税額計算を行って財団管理運営費に計上してきましたが、平成18年度からは指定管理者制度に移行したことも踏まえ、各館ごとに消費税額計算を行い、適切に処理するよう努めます。</p> <p>⑥ 指摘のとおりです。なお、平成18年度からの指定管理者制度のもとでは、管理代行料で購入する物品は基本的には指定管理者に帰属しますが、財産的価値を有すると認められるものは協議のうえ帰属先を決めることとなります(管理運営に関する基本協定書)。</p> <p>(6) 消費税の会計処理について 今後はすべて発生主義によって処理するとともに、内部取引として消去し、適切に処理するよう努めます。</p> <p>(7) 委託費で購入した備品について(文学館、歴史館、龍馬記念館) ① 過去の分については、改めて報告しました。今後は、管理運営に関する基本協定に基づき、帰属について適切に協議を行うよう努めます。 ② 今後は帰属について適切に協議するよう努めます。</p> <p>〔県民文化ホール〕 (1) 管理委託団体に対する新たな修繕委託契約について 今後は指摘を踏まえて改善します。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

15

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(2) 契約方法について 単に設備施工業者という理由のみでの特命随意契約は、より一層の不公平を増幅することとなることから、再委託については、その他の保守管理業者の有無について事前調査を十分に行うとともに、より競争性を発揮できる契約方法に検討・改善すべきである。</p> <p>〔文学館〕 (1) 茶室の利用拡大について 文学館の展示等に関連付けた利用に努めるとともに、広く県民の利用に供するため和室主体の多目的な施設として利用の拡大を図る必要がある。</p> <p>(2) 再委託契約にあたる契約方法について 単に設備施工業者という理由のみでの特命随意契約は、より一層の不公平を増幅することとなることから、再委託については、その他の保守管理業者の有無について事前調査を十分に行うとともに、より競争性を発揮できる契約方法に検討・改善すべきである。</p>	<p>(2) 契約方法について 保守管理業者の事前調査を行い、競争性を発揮できるような契約のあり方を検討していきます。</p> <p>〔文学館〕 (1) 茶室の利用拡大について 茶室は昭和44年に郷土文化会館として建設されたときに、同時に建てられたもので、11畳の大きな茶室と4畳半の茶室、庭や待合いを備えた本格的なものです。指摘のように平成16年度の利用状況は41件、2,839人と低調ですが、平成17年度は茶会以外の利用拡大にも努め、85件3,346人と利用が増加しています。今後は、茶会以外での利用がよりしやすいよう、照明設備の改善を行うなど利用の拡大に努めます。</p> <p>(2) 再委託契約にあたる契約方法について 指摘のあったエレベーターの保守委託及び空調設備等保守管理業務委託は、平成18年度から指名競争入札としました。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

16

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>〔歴史民俗資料館〕</p> <p>(1) 再委託契約にあたる契約方法について 単に開設以来の過去の実績があることや、単に設備施工業者という理由のみでの特命随契は、としては不十分である。より一層の不公平を増幅することとなることから、再委託については、その他の保守管理業者の有無について事前調査を十分に行うとともに、より競争性を発揮できる契約方法に検討・改善すべきである。</p> <p>(2) 自動販売機設置協定書の保管について 自動販売機の設置について、販売手数料収入があるにもかかわらず、収入の根拠となる「自動販売機設置協定書」の所在が不明であるのは適切でない。</p> <p>(3) 公園管理の仕様書について ① 岡豊山歴史公園の管理は、歴史民俗資料館の資料収集保存、調査研究、展示及びこれらに伴う付帯業務とは異なる業務であるため、単に公園の保守管理の一文のみで委託するのは、無理があり、適正でない。</p> <p>② 子供遊具修繕工事は、委託業務として当初契約がなく、新たな業務の追加であることから単に費目間流用(契約書第4条2項但し書き)では適切でない。</p>	<p>〔歴史民俗資料館〕</p> <p>(1) 再委託契約にあたる契約方法について 指摘を踏まえ、以下の3契約は、平成19年度の委託契約においては、競争入札の方法を検討します。 ・機械警備業務委託 ・空調用自動制御機器保守委託 ・スクリー敷きヒートポンプ装置保守点検委託 ただし、エレベーター保守業務については、経費節減に努めたい一方で、適当な時期までは現在の管理会社との契約を継続します。その理由としては、当エレベーター保守契約がフルメンテナンスマン契約(ワイヤーや乗降箱の交換など重要な修繕経費も含めて管理会社が負担)となっており、当館が建設後16年目を迎えるため、近い将来発生が予想されるこうした修繕を経た後に契約を切り替えないと、概算で500万円と見込まれる経費を別途負担することになるからです(フルメンテナンスマン契約を他業者が引き継ぐことはない)。なお、平成18年度は、定期点検の回数を減らすことなどで、委託料を約20%減額して現在の管理会社と契約を行いました。</p> <p>(2) 自動販売機設置協定書の保管について 改めて、協定書の所在を調査しましたが、業者側(近年締結の1業者は除く)にもなく不明でした。今後は事務引継等を的確にし、関係書類の適切な保存に努めます。</p> <p>(3) 公園管理の仕様書について ① 平成17年度までの県と文化財団と管理委託契約では、「公園を含む施設、設備、物品等の保守管理」となっているのみですが、財産台帳上は、公園部分も含めての「歴史民俗資料館」であり、一体のものと考えています。 なお、平成18年度からは指定管理者制度となり、仕様書の業務内容の項目の、「歴史民俗資料館の施設、設備等の維持管理に関する業務」の中で、「⑧公園管理業務」と明記されており、事業計画書でも、具体的な維持管理の内容を記載しています。</p> <p>② 上記①の回答のとおり公園と歴史民俗資料館は一体のものとして捉えていますので新たな業務の追加とは考えていません。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

17

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>③ 当該資料館に係る委託契約に当たっては、公園の具体的な管理内容等について委託契約書及びその仕様書(要綱・要領を含む。)により明確化するとともに契約内容の変更等についても明確にすべきである。</p> <p>④ 新たに指定管理者制度の実施に伴い、管理代行が行われるが、委託する団体が管理すべき内容については具体的・明確に指示しておく必要性がますます重要となる。</p> <p>〔美術館〕</p> <p>(1) 再委託契約にあたる契約方法について 単に導入機材設置業者という理由のみでの特命随意契約は、より一層の不公平を増幅することとなることから、再委託については、その他の保守管理業者の有無について事前調査を十分に行うとともに、より競争性を発揮できる契約方法に検討・改善すべきである。</p> <p>(2) 図録等の管理について ① 事業会計物品管理簿について 業務の効率化の観点から現在の形式の事業会計物品管理簿は作成する必要はないと思われる。</p> <p>② 実地棚卸について 業者の月報による記録のみではなく、美術館で実地棚卸を実施することにより図録等の在庫を確認すべきである。</p>	<p>③ 上記①の回答のとおり、平成18年度からは仕様書、事業計画書のなかで明確にしています。</p> <p>④ 指定管理者が管理すべき内容については具体的・明確にするよう努めます。</p> <p>〔美術館〕</p> <p>(1) 再委託契約にあたる契約方法について 以下のとおりですが、ハイビジョンの保守業者についてはなお調査します。 ・移動ハイビジョン車映像システム機器保守については、ハイビジョン車自体を平成16年度に処分(売却)しており、業務がなくなっています。 ・メディアシステム業務委託については、平成5年度から稼働しているシステムの委託業務ですが、旧式のアナログハイビジョン動画、静止画システムがその中心であり、三菱電機以外の業者は撤退している分野であるため、他の業者への委託は困難です。 ・エレベーター保守委託に関しては、フルメンテナンスマン契約により開館以来13年を継続して委託しており、合理的な時期に変更することとし、当面は現業者との契約を継続します。 ・消防設備保守点検委託については、平成19年度契約以降は競争入札を行うよう準備しています。</p> <p>(2) 図録等の管理について ① 指摘のとおり、業務の効率化のため平成18年4月以降作成しないこととしました。</p> <p>② 指摘のとおり実地棚卸を行うこととし、平成17年度から実施しました。(平成18年3月実施済み)</p>

平成 17 年度包括外部監査結果に基づく措置について

18

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>【坂本龍馬記念館】</p> <p>(1) 記念館周辺施設と積極的な連携について</p> <p>当該龍馬記念館は、桂浜よりは高い場所にあるため桂浜周辺の各施設とは直接的な交流はないようであるが、桂浜が観光地でもあることから、周辺施設と積極的な連携を図るべきである。</p> <p>(2) 随意契約に当たっての見積書の徴収について</p> <p>エレベーター特別保守に関する契約、機械警備業務委託契約、自動発見機保守警理委託契約、空調設備保守点検委託契約の随意契約は、いずれも 1 人の者からしか見積書を徴していないのは適正でない。</p> <p>随意契約にあたり、できるだけ競争性をもたせるように複数の者から見積書を徴すべきである。</p>	<p>【坂本龍馬記念館】</p> <p>(1) 記念館周辺施設と積極的な連携について</p> <p>当館が景勝地・桂浜の一角にある立地条件から、桂浜周辺施設や隣接国民宿舎との交流連携は十分認識しています。従前から入館者に関係施設のパンフレット配付紹介や地元桂浜観光清掃組合への公園清掃業務委託、桂松閣跡地整備計画への参加など交流や連携には留意しています。</p> <p>また、隣接国民宿舎との連携は特に重要で、当館にない宿泊・レストラン機能があります。平成 18 年度の企画展開連行事でも数回レストランとの連携を計画し、国民宿舎からは宿泊者の入館紹介を受けるなどの協力を行っています。今後も当館の充実に不可欠な桂浜全体の振興に、周辺各施設との交流、連携を促進していきます。</p> <p>(2) 随意契約に当たっての見積書の徴収について</p> <p>指摘を踏まえ、以下のとおり対応しました。なお、エレベーター保守については精査の上下記の理由で随意契約を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械警備業務委託契約及び空調設備保守点検委託契約については、複数見積書を徴しました。 ・ 自動発券機保守管理委託契約については、平成 17 年度中に自動発券機を廃止し、委託契約も解除しました。 ・ エレベーター特別保守に関する契約については、交渉によって契約金額を減額したうえで、1 社見積もりによる随意契約としました。その理由は、以下のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> 1) エレベーターはメーカー独自のシステムにより構成され、複雑な電子機器が組み合わされたもので、保守管理にあってもメーカー独自の知識と技術が必要となること。 2) 性能発揮には使用環境によるところが大きく、継続的保守により個々の状態を把握することが、安全上も品質の保持にも効果的であること。 3) 継続的保守によって基本データを把握することで、部品交換サイクルの適正化が図れること。 4) 適切な保守点検により、法定耐用年数(17 年)を超える寿命の維持が図られ経済的であること。

平成 17 年度包括外部監査結果に基づく措置について

19

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>【埋蔵文化財センター】</p> <p>(1) 随意契約理由について</p> <p>機械警備委託契約においては警報機器等の償却年数等を考慮する必要はあるが、一定期間を区切り、その都度競争入札を行うなど競争性をもたせる必要がある。</p> <p>この種の契約に当たっては、随意契約理由に期間限定などを明確にすべきである。</p> <p>(2) 発掘調査業務受託に係る再委託について</p> <p>委託契約の予定価格の算定にあたり、参考価格とするために見積書を徴取することはあっても、安易に予定価格の算定を見積書に委ねるのは適切でない。現在まで各社の見積書等を含めてノウハウは蓄積されていることから委託設計基準あるいは物価版等を参考に適切な積算をし、より競争性をもたせるべきである。</p> <p>(3) 旅行命令について</p> <p>旅行命令は旅行に先立って命令をすると共に、旅行命令簿が事後的に作成された場合には「口頭命令済」等の表示による適正な事務処理を遵守すべきである。</p>	<p>【埋蔵文化財センター】</p> <p>(1) 随意契約理由について</p> <p>各警備会社は、各社毎に特殊な警備システムのノウハウを有しているため、委託会社の変更は、独自ハードウェアに係る取り替え及び新たな設置工事を伴う蓋然性が高いなど、委託の特殊性があり、随意契約を行ってきたものです。今回の監査結果をうけ、一般的な配管・配線設備等を除くハード部分について対応が可能かどうかを、各警備会社に照会のうえ、対応可能ということであれば競争入札での対応を検討したいと考えています。</p> <p>(2) 発掘調査業務受託に係る再委託について</p> <p>再委託業務の積算にあたっては、これまでの実績を踏まえた積算基準を策定し、個別見積りとも比較検討の上、適切な積算を行います。測量関係の再委託は、埋蔵文化財センターで積算設計を行い平成 18 年度の落札平均は 88.1%です。</p> <p>(3) 旅行命令について</p> <p>旅行命令については、事前命令であることを厳守し、適切な事務処理を行います。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

20

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>5. (財)土佐山内家宝物資料館</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 労働基準法第36条によれば、労働者に時間外労働、休日労働をさせる場合、労使間で協定を締結し(以下三六協定という)、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。そのため、三六協定無しに時間外労働をさせることは法令違反となる。 速やかに三六協定を締結し、労働基準監督署長へ届出を行い、法令違反の状態を解消すべきである。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 外郭団体中低い金額で消耗品を購入している団体 各団体で購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 県所有宝物資料の展示等の根拠について 山内家宝物資料は、1点を除き全て県所有のものであり、県有の展示用建物があれば、おそらく「公の施設」に該当し、設置・管理条例の下で使用料が決定されるものと推測される。現在、当該宝物資料館の展示室で展示されているため、正式には公の施設に該当しないものと思われるが、保存資料が1点を除き全て県有であることから資料の展示等について協定書等でその根拠を明確しておくべきである。</p>	<p>5. (財)土佐山内家宝物資料館</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 指摘を受け、すみやかに協定締結と届出を行いました。(H18.9.25提出済み)</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 経費削減に努めます。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 県所有宝物資料の展示等の根拠について 従来の県から財団への依頼文書では、資料について「適正な保管・活用」を依頼されており、財団が展示するなどの活用を図ることを認められていましたが、平成16年度に県が国宝を購入したこと、同時に約3万6千点の資料の寄贈を受けたことを機に、適正な管理等についての契約を検討しました。その結果、平成18年3月20日付けで「山内家資料に関する寄託契約」を締結しましたが、この中で「展示公開、調査研究、保存修復、教育普及の用に自己が所有する資料と同一に利用できる。(第10条)」と明記され、資料の活用の根拠を明確にしました。 なお、当財団は、山内家宝物資料の保存・展示・調査研究を目的として県が設置許可を行った財団法人です。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

21

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(2) 資料の整理・保管管理等について 県有の宝物資料については、現在のところ、整理・保管・管理等を依頼している状況にあるため、自らの業務に対して補助金を支出することは自己矛盾に陥ることから補助金ではなく、委託料での支出、即ち委託契約で行うべきである。</p> <p>(3) 宝物資料館の今後の在り方について 県民共有の文化遺産としての歴史的資料の重要性に鑑み、山内家宝物資料の保存に関する基本方針に則り、その保存、展示及び調査研究を含めて、早急に土佐山内家宝物資料館の在り方について明確にしておく必要がある。</p>	<p>(2) 資料の整理・保管管理等について 県有の宝物資料は、その管理全体を受託しているのではなく、「寄託」されていると位置づけられています(ただし、この点が必ずしも従来から明白ではなかったため、平成18年3月20日付けで山内家資料に関する寄託契約を交わしました。)。寄託のもとでは、県は単に保管をさせるだけであり、一方の財団は、自らの本来業務である「高知県に関する歴史資料の保存、展示等活用を図る」ことや「山内家宝物資料の保存・展示・調査研究」を行うものです。したがって、県として財団のこうした業務に対して補助金を支出することは自己矛盾とは考えていません。</p> <p>(3) 宝物資料館の今後の在り方について 従来、資料の保存環境や財団職員の執務環境が良くなかったことは指摘のとおりですが、平成16年度に3万6千点の寄贈を受け、湿度管理のできる収蔵庫の整備、執務場所として山内会館の借り上げを行うなど、一定の整備を行ってきました。また、県立の山内家宝物資料館の可能性については、県において、高知城周辺の既存施設を中心に、改修費など経費面での比較も行いながら、新たな施設を整備する方向で検討しています。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

22

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>6. (財)高知県国際交流協会</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 労働基準法第36条によれば、労働者に時間外労働、休日労働をさせる場合、労使間で協定を締結し(以下三六協定という)、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。そのため、三六協定無しに時間外労働をさせることは法令違反となる。 速やかに三六協定を締結し、労働基準監督署長へ届出を行い、法令違反の状態を解消すべきである。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 各団体に購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 高知県国際交流運営費補助金交付要綱について</p> <p>① 支出の不確定な予備費を補助対象経費とすることは補助金の趣旨に合致せず、適正ではない。</p> <p>② 実績報告添付の一般会計収支決算書によって額の確定が行われているが、事業別の収支決算とはなっておらず、その他の補助事業等も含まれているため、提出書類では、事業実績に沿った収支内容は明確とはなっていない。</p> <p>③ 事業変更承認申請を行っているが、法人職員に代えての契約職員の雇用等は、事業経費の縮小であって軽微な変更^に該当し、変更手続きは必要ない。</p>	<p>6. (財)高知県国際交流協会</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 平成18年6月26日に「時間外労働・休日労働に関する協定」を職員と締結し、平成18年6月27日に高知労働基準監督署へ提出済みです。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について コピー用紙については、これまで白色度80%の用紙を購入していましたが、平成18年度からは金額の廉価な白色度70%の用紙を購入しています。高いと指摘のあった物品や物によっては他の業者から見積を徴収して経費の節減に努めます。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 高知県国際交流運営費補助金交付要綱について</p> <p>① 高知県国際交流協会運営費補助金交付要綱が改正され、平成18年度からは補助対象外となっています。</p> <p>② 高知県国際交流協会運営費補助金交付要綱が改正され、平成18年度からは補助事業実績書で事業に沿った収支内容が明確になるように改善済みです。</p> <p>③ 指摘事項は軽微な変更^に該当し、本来手続き不要でした。以後、適切に対応していきます。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

23

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>④ 事業実績が決算の支出状況と対応できるように同補助金交付要綱で明確しておくべきである。 また、補助金手続は、同補助金交付要綱により、補助事業完了後の実績報告、額の確定及び精算(返還)で必要・十分であることから事務の簡素化に努めるべきである。</p> <p>(2) 助成事業について</p> <p>① 南国市国際交流協会については、南国市の外郭団体であるが、公的機関に近く必ずしも民間団体とは言えない。確かに民間関係団体には違いないが、直接南国市から支援助成も受けられることから、民間関係団体を厳選して助成する必要がある。</p> <p>② 繰越金が助成額を超え、又は助成額に近い団体について補助金の是非について調査し、助成の廃止又は縮小について検討すべきである。</p> <p>③ 海外県人会活動支援事業については、その助成の趣旨・目的が曖昧で、寄付行為に定める「海外移住に関する業務」に当たるとは認め難い。</p> <p>④ 助成事業については、補助効果等を明確にし、厳しい評価のうえ、県へ実績報告する必要がある。</p> <p>(3) 消費税の計算について</p> <p>① 実費弁償方式における消費税の計算を簡易課税によっている場合には、反復計算をする必要がある。</p> <p>② 平成16年度においては、18,800円の消費税の過剰納付となっており、同額の委託費の返納不足となっている。本事例に限らず、事務の引き継ぎに際して特に技術的な事項はマニュアル化するなどの方法でスムーズに引き継ぎがなされるよう工夫する必要がある。</p>	<p>④ 高知県国際交流協会運営費補助金交付要綱が改正され、平成18年度からは事業実績が決算の支出状況と対応できるように改善済みです。</p> <p>(2) 助成事業について</p> <p>① 南国市国際交流協会は、公的機関ではなく民間の任意団体です。同協会の事業には南国市からの補助金も出てますが、同協会は国際交流協会が推進している在住外国人支援対策に積極的に取り組んでおり、当協会としてはその活動を支援することは必要と考えています。 今後も在住外国人支援対策での補助金交付申請があれば、厳正に審査の上、助成の必要性について判断します。</p> <p>② 各年度の事業内容を精査して適切に補助金を交付します。</p> <p>③ 海外県人会への助成は、県が密接に関連しているため、助成金の金額や助成するかどうかを含め県と協議の上、進めていきます。</p> <p>④ 平成17年度分から県へ実績報告を提出しています。</p> <p>(3) 消費税の計算について</p> <p>① 平成17年度分は反復計算を行って算定しています。</p> <p>② 平成16年度分の過剰納付分18,800円については、平成18年3月6日に消費税及び地方消費税の更正の請求書を提出し、平成18年4月6日高知税務署から更正通知を受け、平成18年5月に高知税務署から還付され、それを受けて高知県に返還済みです。 今後は、消費税の計算方法については、マニュアルを作成するなどして事務の引継ぎがスムーズに行われるようにします。</p>

平成 17 年度包括外部監査結果に基づく措置について

24

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>7. (財)高知県産業振興センター</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 労働基準法第 36 条によれば、労働者に時間外労働、休日労働をさせる場合、労使間で協定を締結し(以下三六協定という)、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。そのため、三六協定無しに時間外労働をさせることは法令違反となる。 速やかに三六協定を締結し、労働基準監督署長へ届出を行い、法令違反の状態を解消すべきである。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 各団体に購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 補助金の当初交付決定額と最終実績額の乖離について 当初交付決定額に対して 20%を超える不用額(60,926,167 円)の発生は、事業計画の精度が低いと言わざるを得ない。 事業計画及び経費配分計画の実現性・確実性等、その精度を高めることによって当初補助金交付決定額と最終実績額の乖離の是正を図り、もって県予算の有効な活用に努めるべきである。</p> <p>(2) 退職給与引当金について</p> <p>① 退職給与要支給額と計上額の差異 退職給与引当金要計上額と貸借対照表の退職給与引当金の額に差異が発生していた。</p>	<p>7. (財)高知県産業振興センター</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 当センターの主たる事務所(高知市布師田)に勤務する職員に係る三六協定については、17 年度末に締結し高知労働基準監督署長へ届出を行いました。 また、その他の事務所(香美市土佐山田町)については、同事務所における新技術、新商品等の研究開発業務の取扱いを関係機関に相談した結果、「労働基準法第 3 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成 10 年労働省告示第 154 号)第 5 条に規定する適用除外業務に該当することでしたので、その他の業務を含め、早急に三六協定を締結することとします。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 各年度末に購入頻度の高い消耗品(10 品目)について、3 業者から見積書を徴収し見積額が最も低い業者から、翌年度の消耗品を購入しています。しかし、A4 コピー用紙についてはそれでも割高であることから、18 年度は別途洋紙専門業者からより低い単価で購入しています。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 補助金の当初交付決定額と最終実績額の乖離について 平成 17 年度の不用額は、当初交付決定額(166,070,460 円)に対して 20%以内の 23,609,665 円(14.22%)となっています。 今後も、出来る限り企業ニーズの把握に努めることにより補助金の当初交付決定額と最終実績額の乖離を少なくし、限られた県の予算を有効に活用していく努力を行っていきます。</p> <p>(2) 退職給与引当金について</p> <p>① 退職給与引当金計上不足額については、平成 17 年度末に積み増しを行いました。</p>

平成 17 年度包括外部監査結果に基づく措置について

25

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>② 退職給与引当金の計上基準の注記 計算書類に退職給与引当金の計上基準の注記が記載されていなかった。また、公益法人会計基準に準拠するならば、引当金の計上基準の注記を記載する必要がある。</p> <p>(3) 旅費の精算について 平成 16 年度の上半期において旅行日と旅費の精算日に間が空いているものがあり、最大で 189 日の間隔があった。</p> <p>(4) 預り金について 前期から繰越している 15,901 円が未精算となっていた。預り金は過不足のないよう処理し、過不足が発生した時は速やかに原因を確認すべきである。</p> <p>(5) 固定資産の管理について</p> <p>① 固定資産の台帳管理について 固定資産台帳にあって、附属明細書に記載がなかったものが、6 点あった。</p> <p>② 固定資産の現物管理について 現物実査時において所在が不明となっている備品が、7 点あった。</p> <p>(6) 平成 16 年度貸倒処理に係る消費税の申告について 消費税の確定申告において貸倒債却処分した債権のうちの課税売上対応分について貸倒に係る税額の控除をしていない。このため、消費税が過大に納付されている。 この過大納付額については報告書作成時点において未だ更正の請求がなされていない。</p>	<p>② 平成 18 年度から新公益法人会計基準に移行していますので、この機会に会計システムを見直し、基準に定められた注記を記載します。</p> <p>(3) 旅費の精算について 平成 16 年度上半期以降、旅行者には旅行完結後、速やかに旅行終了報告書及び領収書等の提出を求め、精算を行うよう指導・指示を徹底し、改善されています。</p> <p>(4) 預り金について 預り金については、ご指摘のとおり過不足のないよう処理し、過不足が発生した時は速やかに原因を確認して処理します。 なお、前期より繰り越している 15,901 円については、平成 17 年度末に雑収入として処理しました。</p> <p>(5) 固定資産の管理について</p> <p>① 廃棄済みの処理が固定資産台帳に記載漏れとなっていたものについては、廃棄処分の記載を台帳に行いました。また、貸借対照表に計上されていない固定資産については、平成 18 年度において什器・備品として帳簿に受け入れる会計処理を行いました。</p> <p>② ご指摘の固定資産については、固定資産台帳の所在欄に設置場所を記載しました。 今後とも固定資産の適正な管理に努めていきます。</p> <p>(6) 平成 16 年度貸倒処理に係る消費税の申告について 更正請求につきましては、平成 18 年 3 月 31 日に「消費税及び地方消費税の更正の請求書」を高知税務署に提出しました。同署による税務調査が 6 月 14 日に行われ、更正の請求を認める内容の 6 月 30 日付けの更正通知書を同署から受領しました。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

26

監 査 結 果	措 置 の 内 容
(7) 平成16年度から一括比例配分方式に変更した影響について 個別対応方式による場合と一括比例配分方式による場合では、相当額の差が発生する可能性があり、システムの更新や、臨時職員での対応によるコストと消費税の増加可能性額とを比較して慎重に意思決定すべきである。	(7) 平成16年度から一括比例配分方式に変更した影響について 個別対応方式での申告に変更します。 変更時期については、システムの修正等が必要のため、平成20年度当初からの運用開始に向けた準備を進めます。
(8) 長期未精算の信用保険預り金について 未収割賦償還金及び未収割賦損料の合計よりも信用保険預り金の残高が多い貸付が3件発見された。このうち2件については順次整理中であり、1件についてはすべての処理は終了しており、差額を雑収入として精算すべきものが未処理のまま残高となっていた。今回の指摘を受けて、平成17年度において雑収入として処理する予定であるが、期末の債権債務の確定作業が十分とは言えず、今後適切な決算処理手続きの執行を心がける必要がある。	(8) 長期未精算の信用保険預り金について 信用保険預り金の精算処理については、中小企業金融公庫からの回収報告書査定決定通知に記載されている「今後も回収を要する額」が回収済みになった段階で信用保険預り金の残高が確定するので、その年度末で雑収入として処理を行っています。 したがって、3件のうち1件については平成17年度中に「今後も回収を要する額」が回収済みとなったので信用保険預り金の残高が確定、平成17年度末に雑収入として処理を行いました。 残りの2件については、「今後も回収を要する額」の残があり、これが回収済みとなった年度末で雑収入として処理を行うことにしています。
(9) 機械類信用保険の請求が不能となった不良債権について ① 定型的でない事態に対して複数の職員で確認し、適正な事務執行が確保できるような習慣をつくるなどの対応を確立すべきである。 ② 契約書作成にあたっては、不測の損害が生じないように内容を十分に検討することを心がける必要がある。	(9) 機械類信用保険の請求が不能となった不良債権について ① 課員複数で確認を取り合い、契約書に基づき適正な事務処理を行います。 ② 契約書については、随時その内容を検討し改正を行うように心がけています。最近では平成14年に契約書を改定しており、今後も必要に応じて改定を行うことにしています。
(10) 貸館事業の外部委託に伴うインセンティブの収入基準額の設定について 収入プレミアムの収入基準額の算出過程をより明確にするため、その決定過程や検討内容についても記録し、保存すべきである。	(10) 貸館事業の外部委託に伴うインセンティブの収入基準額の設定について 平成14～16年度における貸館事業の利用実績は、平成14年度が事業開始後最多の利用実績、平成16年度が事業開始当初を除き最少の利用実績で、平成15年度はその平均的な実績となっていました。特に、近年利用実績が低下傾向にありましたので、外部委託においては平均的な実績を目標とすることとし、収入基準額は平成15年度の利用実績等を勘案して設定しました。以上の算出過程について整理し、記録しました。

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

27

監 査 結 果	措 置 の 内 容
8. (財)高知県観光コンベンション協会 II. 個別の団体における指摘事項 (1) 駐車場の供用時間について 高知公園駐車場業務委託契約の同要綱による駐車場の供用時間(午前0時から午後12時までの24時間)については、高知県立都市公園条例施行規則による駐車場の供用時間(午前8時から午後5時まで)に従って業務委託をすべきである。 (2) 退職給与引当金について 委託契約の精算に伴う返還金の取扱いについて精算方式をとる受託事業のみの会計であるにもかかわらず、次期繰越差額535,456円が計上されている。 正式な決裁処理を行うとともに、当年度精算であることから当該返還金については次期繰越金ではなく、未払金に計上し返還すべきである。 (3) 適切な調査に基づく経済波及効果の計算について プロスポーツ誘致事業の助成金の原資は、県の補助金によるものであることから、毎年度、各球場における観客消費支出調査を実施し、実態を把握するとともに、その他報道等によるPR効果も含めた適切な経済波及効果の計算を行う必要がある。 (4) 請求書に記載する請求年月日の記入について 増刷の委託契約において印刷物の納品日、検認・検査日及び代金の支払請求日は、年度末のものを除き、相当期間間隔があいている。 また、請求書の受理に当たっては、受付印のみでなく、請求書に請求年月日を明記させるよう業者に指示すべきである。	8. (財)高知県観光コンベンション協会 II. 個別の団体における指摘事項 (1) 駐車場の供用時間について 平成18年度協会が、高知公園駐車場の指定管理者となり、高知県と「高知県立高知公園駐車場の管理に関する基本協定書」を結んでいます。 駐車場の供用時間については、この協定書と一部改正を予定している高知県立都市公園条例施行規則の間で整合性を図ることとしています。 (2) 退職給与引当金について 指摘の件をふまえ、平成18年5月25日付け県からの返納通知書により、同日返還金535,456円を納付処理済です。 なお、ご指摘の収支計算書の差替え処理時に行っていなかった回議書による変更の決裁処理は、書類を作成し正規の書類として整備しました。 (3) 適切な調査に基づく経済波及効果の計算について 高知県におけるプロ野球キャンプの経済波及効果の調査は、平成14年度(平成15年春季)キャンプを最後に実施していません。 その後は、入場者数の整理をもって対応しています。今後は、ご指摘の趣旨を踏まえて、県の指導を受けながら経済波及効果の計算測定の方法の検討を行い、プロ野球キャンプ効果の把握に努めていきます。 (4) 請求書に記載する請求年月日の記入について ご指摘のとおり、納品してから検査・検認をするまでに相当期間があいており不適切であったため、今後は納品後速やかに検認等の確認を行うようにしていきます。 また、業者からの請求書についても請求日を記入させ、支払いが遅延することのないように処理していきます。

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

28

監 査 結 果	措 置 の 内 容
(5) 観光客誘致拡大支援事業の効果測定等について 旅行者に対してより魅力ある集客目標設定施策(インセンティブ)を提供し、誘客拡大に努めるとともに、インセンティブ助成事業については有効性の観点から経済波及効果測定など効果測定を行うべきである。	(5) 観光客誘致拡大支援事業の効果測定等について ご指摘の件については、集計の推移を見ながら、データ整理のうえ分析を行い、契約会社に対しフォローを行っています。今後は、ご指摘の趣旨を踏まえて整理していきます。
(6) 補助金交付手続の簡素化について 高知県緊急対策事業費補助金手続については同要綱による手続きが必要・十分である。このため、補助金事務の簡素化を図るとともに、事業計画の確実性、実効性を高めることによって補助金申請額の縮小化に努め、もって県予算の効率的、効率的な執行に寄与すべきである。	(6) 補助金交付手続の簡素化について 平成18年3月30日付けで、補助金交付要綱を一部改正し、知事承認が必要な変更を「大科目」相互間から「経費区分」相互間に変更し、事務の簡素化に努めました。 また、ご指摘のとおり、事業計画の確実性、実効性を高めるよう今後も努めていきます。
(7) 預金管理について 現在の低金利の状況を鑑み、四国銀行以外の金融機関についても、普通預金については、決済性預金へ移行するなどしてペイオフによるリスクを避け、預金管理を行うのが望ましいと思われる。	(7) 預金管理について 四国銀行以外の金融機関の普通預金についても、決済性預金に移行しました。【平成18年2月27日】
(8) 計算書類の作成について 県提出用と税務申告用の2種類の計算書類を作成しているが、事業ごとに公益法人会計基準に従った収支計算書、正味財産増減計算書を作成しそれらを合算して計算書類を作成する方法によるのが適切であると思われる。	(8) 計算書類の作成について 収支計算書の中に、「什器備品購入支出」の科目を設け、1種類の計算書類としました。
(9) 京阪神地区・大学生による県内スポーツ施設下見ツアー事業について ① 委託費のうち人当たりの単価で積算されている費用は実際の人員で精算すべきである。 ② 合宿実施の適切な追跡調査を実施し、事業の効果を適切に評価すべきである。	(9) 京阪神地区・大学生による県内スポーツ施設下見ツアー事業について ① 平成16年度処理についてはご指摘のとおりであり、平成17年度は委託先の日本トラベルセンターと十分調整を行って、改善処理を行いました。 ② 合宿実施の追跡調査については、委託先の日本トラベルセンターからの報告書をもって行っています。

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

29

監 査 結 果	措 置 の 内 容
(10) 教育リーグ「よさこいリーグ」開催運営費負担額について ① 支出科目について検討を要するものについて 高知往復に要する経費及び球場使用料を旅費交通費および使用料とすることには疑義がある。その内容からは負担金又は助成金として整理することを検討すべきである。 ② 教育リーグ「よさこいリーグ」開催運営経費立替金について 「よさこいリーグ」開催実行委員会の事務局は財団の職員が兼任しているのがこのような状況においては経理処理が恣意的になりやすく、経費の負担関係も不透明になりがちであり、厳密な経理処理をこころがける必要がある。 ③ 報償費より支出した土産代について 適切とは認めがたい証憑書類により支出しているものがあつた。少なくとも公金又は公金に準ずる支払いに際しては、厳格な手続きを遵守すべきである。	(10) 教育リーグ「よさこいリーグ」開催運営費負担額について ① ご指摘のとおりでの費目整理が適当と判断されるので、今後は改善していきます。 ② 協会は「よさこいリーグ開催実行委員会」に対して負担金を支出する一方で、よさこいリーグ誘致活動費も協会予算に計上しており、スポーツ部職員の平成15、16年度活動旅費等は協会予算で対応してきたものです。それに対して、「同実行委員会総会」において委員より、「県民を挙げて誘致活動を行っているものであり、観光コンベンション協会予算だけで対応するのは不適當ではないか」との指摘を受け、振替処理を行ったものです。 ご指摘のとおり、今後も厳密な経理処理をこころがけます。 ③ ご指摘に基づき、平成18年度から改善しました。
(11) 知事のキャンプ地歓迎訪問時の土産代について 高知県観光コンベンション協会の会長としての知事の土産等は県が直接支出することも検討する必要がある。	(11) 知事のキャンプ地歓迎訪問時の土産代について ご指摘の趣旨も踏まえて、適正な事務の執行に努めます。

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

30

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>9. 高知県漁業信用基金協会</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 労働基準法第36条によれば、労働者に時間外労働、休日労働をさせる場合、労使間で協定を締結し(以下三六協定という)、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。そのため、三六協定無しに時間外労働をさせることは法令違反となる。 速やかに三六協定を締結し、労働基準監督署長へ届出を行い、法令違反の状態を解消すべきである。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 各団体に購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外郭団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 長期貸付けの用途について 高知県漁業信用基金協会は、毎年度、高知県と貸付金貸借契約を締結して短期借入れを行っている。 貸付金の適切な管理と安定した運用のため、かつ余分な事務コストを削減するために当該資金の長期貸付けの方法について検討すべきである。</p> <p>(2) 出捐金の支出について 求償権の償却財源としての出捐金の支出については貸付実績があった年度からでも十分対応でき、見直し等を行うべきである。</p>	<p>9. 高知県漁業信用基金協会</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>7. 三六協定について 三六協定は、平成18年6月30日に締結し、7月4日に高知労働基準監督署へ届出しました。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 消耗品費の購入費は少額ですが、なお、一層適切な購入に努め経費節減を図っていきます。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 長期貸付けの用途について 当該貸付金は、信用事業統合において県漁業協同組合連合会が漁協に貸し付ける事業不足資金に対して保証を行う県漁業信用基金協会のリスク負担を軽減することを目的に、保証リスクに見合った運用益の確保を支援するものです。 ご指摘の趣旨を踏まえ、当初の事業目的に沿った短期貸付金に替わる新たな支援策への移行を検討します。</p> <p>(2) 出捐金の支出について 県の予算が単年度予算であることを考えれば、制度資金創設の際に出えんしなければ、後年度に償却財源が必要になった場合に予算措置ができないことが考えられます。将来のリスクを念頭に置いた取り組みであり、引き続きこのスキームで新規就業者の支援を行ってまいります。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

31

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(3) 預り金について 預り額と支払額の差異462円が生じていた。預り金は過不足のないよう処理し、過不足が発生した時は速やかに原因を確認し処理すべきである。</p> <p>(4) 旅費規程について</p> <p>① 日当の二重払いの可能性について 旅費規程によれば、「鉄道片道150軒以上、バス片道75軒以上の旅行で当日帰還した場合は宿泊料一夜分を支給する。」となっている。このため、条件に合致する旅行を2日間連続しておこなった場合、2泊分の宿泊料が支給されることになる。 日当に関する規定については見直しをする必要がある。</p> <p>② 旅行の実態にあわないグリーン料金について 本来、旅費は実費の支給が原則であり、旅行の実態にかかわらず定額で支給されるグリーン料金等については、規定の見直しをすべきである。</p> <p>③ 必要性の低いと思われる宿泊について 宿泊の必要性については、慎重に判断するとともに、泊が必要な旅行については、旅行命令簿に泊が必要な旨記載すべきである。</p> <p>(5) 非常勤の理事・監事の報酬について 受領を辞退したものを除き、理事会への出席回数に関係なく定額で役員報酬を支給している。 非常勤の理事・監事の報酬については、年間を通じての定額支給に問題があるとは言えないのであるが、社会情勢等考慮し、必要な見直しも検討すべきである。</p>	<p>(3) 預り金について 指摘された預り金差額462円については雑収入として処理をしました。</p> <p>(4) 旅費規程について</p> <p>① 日当の二重払いの可能性について 想定外の出張の旅費支給案件であり、今後は適切な規程の運用を行います。</p> <p>② 旅行の実態にあわないグリーン料金について 旅費規程については、他の水産団体とも協議し検討のうえ、できるだけ早い時期に見直しを行います。</p> <p>③ 必要性の低いと思われる宿泊について 旅費規程については、他の水産団体とも協議し検討のうえ、できるだけ早い時期に見直しを行います</p> <p>(5) 非常勤の理事・監事の報酬について 以下の理由により、現時点での見直しは考えていない。 ① 監事・理事の責任は、会議出席と運動するものではありません。 ② 平成17年度に理事定数を5名減員しています。 ③ 年報酬額190千円は、四国の3協会と比較しても低額です。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

32

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>10. (財) 高知県のいち動物公園協会</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>3. 公の施設の数値目標について 数値による目標管理や評価は当然に万能ではない。しかし数値に含まれる非常に重要な情報を無視しては的確な経営の継続は困難である。どのような数値を評価基準や目標とするかは簡単なことではないが、目標や評価基準の数値化は不可欠なものとする。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 各団体に購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外部団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 鏡野公園の管理方法について 指定管理者制度の導入に伴い、選定事務等が必要となるが、現状、この鏡野公園を同協会が管理委託する特段のメリットが認められないことから、県は鏡野公園の管理方法について検討・改善すべきである。</p> <p>(2) 契約書作成について 協会の契約方法については高知県契約規則を準用しているが、契約金額の面から請書で行うことが適正でないものがある。正式な契約書を作成すべきである。</p> <p>(3) 地元還元型契約から競争性のある契約方法への改善について のいち動物公園は開園以来、10数年経過しており、地元還元型の随意契約から、競争入札によるなど競争性のある契約方法に改善すべきである。</p>	<p>10. (財) 高知県のいち動物公園協会</p> <p>I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項</p> <p>3. 公の施設の数値目標について 平成19年度の事業計画に、目標入園者数を記載し、目標達成に向けて事業実施しています。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 複数業者からの見積合わせを実施したうえで、納品の利便性も考慮し、選定するようにしました。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項</p> <p>(1) 鏡野公園の管理方法について 平成18年度から中央東土木事務所が、直接管理することになりました。</p> <p>(2) 契約書作成について 契約書を作成するようにしました。</p> <p>(3) 地元還元型契約から競争性のある契約方法への改善について 地元還元型の随意契約を改め、平成18年度には、香南市シルバー人材センターと単価契約を締結しました。その結果、年間契約額は、平成16年度の半額程度となりました。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

33

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(4) リサイクル肥料の有料化について リサイクル肥料については、現状無料配布となっているが、来園者への無料配布等によってリサイクル肥料の有用性も定着しているものと考えられるので、最低限「袋代」程度の実費についての有料化など検討する必要がある。</p> <p>(5) 再委託契約に当る契約方法について 単に設備施工業者という理由のみでの特命随意契約は、より一層の不公平を増幅することとなることから、再委託については、その他の保守管理者の有無について事前調査を十分に行うとともに、より競争性を発揮できる契約方法に検討・改善すべきである。なお、機械警備委託については、この動物公園が続く限り、委託契約が継続することとなるので、警報機器等の償却年数を一定期間として区切り、その都度、競争入札とするなど競争性をもたせる必要がある。</p> <p>(6) 消費税の計算誤りと委託費の精算</p> <p>① 消費税の申告計算誤りについて 実費弁償方式による委託費の消費税計算にあたって控除税額が過大となりこの結果消費税額が過小に計算され申告されている。</p> <p>② 消費税の確定計算について 実費弁償方式により委託費の精算をおこなう場合上記による委託費の増加分に対する消費税を反復計算により確定する必要があるが当然にこの再計算はなされていない。</p>	<p>(4) リサイクル肥料の有料化について 無料としている現在でも、在庫が増えて、在庫置き場が満杯となって処理に困り、動物公園の関係者に引き取ってもらうことが再々生じている状況であり、有料とすると更に処理に困る状況も予想されます。 このため、今後はいろいろな機会を捉えて、リサイクル肥料の宣伝をする中で、有料化が可能か検討もしますが、現在は無料配布を継続しています。</p> <p>(5) 再委託契約に当る契約方法について</p> <p>① チリ収集運搬委託 平成18年度までの旧野市町区域内のゴミ運搬収集許可業者は当該業者のみです。複数の業者が許可された場合は競争とします。</p> <p>② エレベーター保守管理委託 平成18年度から、複数業者から見積りを徴しています。(H18年度契約額819千円)</p> <p>③ からくり時計保守点検委託 平成18年度から契約方法を見直し、地元業者と単価契約締結しています。</p> <p>④ 電気及び給水施設日常保守管理委託 契約の相手方は、平成4年から当該業務に従事しており、園内の複雑な電気及び給水施設に精通しています。勤務形態もほぼ職員と同じで、すぐ対応でき、住居も近くで、夜間等の緊急時にも直ちに対応できることから、随契を継続しています。</p> <p>⑤ 空調設備保守点検委託 平成17年度から複数業者から見積りを徴しています。(18年度契約額592千円)</p> <p>⑥ 機械警備委託 今後の競争性については他の類似施設の状況も見ながら検討していきます。</p> <p>(6) 消費税の計算誤りと委託費の精算</p> <p>①及び② 平成14年度から17年度の消費税及び地方消費税について、指摘された適正な算出方法及び反復計算により算出し、平成18年12月21日付けで修正申告のうえ、修正額118,900円を受益事業特別会計から納付しました。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

34

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>(7) レストランの効率化について メニューが少ないという具体的意見が複数件寄せられているにもかかわらず、合理化の名のもと、セット物のメニューの大部分の廃止をおこなっているが、ニーズに逆行する対応といわざるを得ない。 ここで指摘したいことは、来場者の満足度をより増すという目標のもと提供しているサービスが、逆に不満足度を増しているのではないかということの一つの例示として指摘しているのである。</p>	<p>(7) レストランの効率化について 平成18年度からはキリンカレーや動物の形をした手作りクッキーなどのオリジナルメニューを開発し、メニューに加えるなど工夫するなどお客様の満足度を高めるよう活動しています。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

35

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>11. (財) 高知県スポーツ振興財団 I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項 7. 三六協定について 労働基準法第36条によれば、労働者に時間外労働、休日労働をさせる場合、労使間で協定を締結し(以下三六協定という)、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。そのため、三六協定無しに時間外労働をさせることは法令違反となる。 速やかに三六協定を締結し、労働基準監督署長へ届出を行い、法令違反の状態を解消すべきである。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 各団体に購入する物品の品質、単位、使用する量などは異なっており同一条件ではないため、単価の額について一概には言えないのであるが、特別な手続きをとらずとも他の団体と比較して低い金額で購入することが可能であることから、他の外部団体においても多少なりとも経費を削減する余地はあると思われる。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項 (1) スポーツ教室参加料収入について 委託契約に何ら触れられていないまま、参加者から「参加料」を徴収して、そのまま財団の事業収入としているのは適正でない。 スポーツ教室開催事業は、県からの受託事業であることから参加料を含めて収支計算書で報告し、精算すべきである。</p> <p>(2) よりの確・効果的な予算積算について ① 管理委託は、特殊なものを除き、その大部分は年度当初には所要額が既にほぼ確定している。年度末近くの契約変更は、県の当年度予算の当年度内における有効活用及び効率的執行の面から時期的に遅きに失し、適切でない。</p>	<p>11. (財) 高知県スポーツ振興財団 I. 全体的及び複数の団体に共通する指摘事項 7. 三六協定について 平成18年度協定を締結し、平成18年6月27日に労働基準監督署へ届け出ました。</p> <p>12. 消耗品の購入単価について 当財団では、消耗品の購入量が少ないため、2者見積は行っていませんが、他の団体の例を示すなどして経費削減を県から財団へ指導しました。</p> <p>II. 個別の団体における指摘事項 (1) スポーツ教室参加料収入について 平成18年度から、委託契約書のなかで、委託費に含まれない必要経費(会場借り上げ費等)について参加料として参加者から徴収することを明記しました。 参加料の収支決算については、委託事業の精算書及び事業実績報告書とともに報告させます。</p> <p>(2) よりの確・効果的な予算積算について ① 平成17年度は、春野総合運動公園の委託契約については変更ありません。県民体育館及び武道館の委託契約については1月5日(平成16年度の変更契約は、3月18日)に変更の契約をしました。</p>

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

36

監査結果	措置の内容
② 委託料の額の確定について、精算方式を採っていることから、年度末での変更契約は、二重の行政コストとなり、事務手続も煩瑣になり適切でない。	② 平成17年度は①のとおり。平成18年度からは、いずれの施設も指定管理者制度に移行しています。
③ 年度末近くに変更契約が行われているにもかかわらず、委託料確定後の返還額は、契約総額の11.40%の巨額となっている。契約金額は、一定限度内の契約とはいえ委託額の積算が不十分であると云わざるを得ない。	③ 平成17年度においては、両契約での契約額(398,242,150円)と確定額(366,231,826円)との差額が32,010,324円で契約額の8.04%となりました。 平成18年度からは、指定管理者制度に移行し、その予算については精算額を元に積算し、広く事業計画を公募しました。
(3) 自動販売機の設置について 自動販売機の設置について、オープンしてから既に25年経過しており、地元団体に地元還元的な特権的地位を与えることは公平の観点から見直しを行い、是正改善すべきである。	(3) 自動販売機の設置について 自動販売機の設置許可は施設利用者の利便を図るため、必要台数を5年以内の期間を定めて、県が許可しているものであり、春野運動公園の設置の経緯をふまえて地元の組織に一定の許可をしてきましたが、許可更新の時期に指定管理者の意向も踏まえて再検討します。(平成18年度から春野運動公園は指定管理者制度を導入しており、当該財団以外の者が管理)
(4) 占用許可の取消等について 水泳場の2階売店及び自動販売機については、平成16年9月30日に撤去され、監査日(H17.11.14)現在、売店も営業していないにもかかわらず、占用許可の取消の手続をとらず、使用料を支払っているのは適正でない。 占用許可で、使用料は毎年度徴収されていることから、利用していない面積について早急に占用許可について取消等所定の手続を行うべきである。	(4) 占用許可の取消等について 占用許可は、平成17年度末で取り消しました。(春野総合運動公園の水泳場では、大会等がほとんど行われなくなったため、平成16年9月末で売店等の営業を停止しました。しかし主に大会等の行われている高知市東部アリーナのプールが平成17年度から休業するとの情報により、営業を再開することを考慮し、許可取消しの手続きは行いませんでした。 平成17年度に東部アリーナのプールは休業となりましたが、当水泳場での大会が予想したように開催されなかったため、営業の再開はしませんでした。)
(5) 地元還元型の契約について 春野総合運動場の管理業務について、一部地元旧地権者等に対する地元還元的に特権的地位を与えることは、公平性、透明性の観点から適正でない。 春野総合運動公園としてオープンして以降、既に25年が経過しており、早急に見直しをしなければならぬ時期に来ている。地元還元型の随意契約から競争入札によるなど競争性のある契約方法に改善すべきである。	(5) 地元還元型の契約について H18年度からは春野運動公園の管理について指定管理者制度を導入しており、これまでの契約状況の情報提供は行いましたが、指定管理者の判断するところにより、契約しています。(平成18年度から当該財団以外の者が管理)

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

37

監査結果	措置の内容
(6) 再委託契約に当る契約方法について 単に導入機材設置業者という理由のみでは特命随意契約の理由としては不十分である。 再委託については、その他の保守管理業者の事前調査を十分に行い、より競争性を発揮するよう契約方法を改善すべきである。	(6) 再委託契約に当る契約方法について 平成18年度から指定管理者制度を導入したため、従前からの(財)高知県スポーツ振興財団との契約は廃止しました。
(7) 法人本部事務局に係る使用関係について 高知県立春野総合運動公園内の管理棟の一部を財団本部として使用することは、単に高知県の暗黙の了解の下に、同スポーツ振興財団が事実上使用しているに過ぎず、何ら権原を有するものではないことから適正でない。 法人本部事務局に係る使用関係について使用許可等により権原を明確にすべきである。	(7) 法人本部事務局に係る使用関係について 平成18年度から(財)高知県スポーツ振興財団は、本部事務局を県民体育館に移すことになり、当財団からの目的外使用許可申請に対して、県民体育館の1室を高知県財産規則の規定に基づき許可しました。
(8) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の取扱いについて 自販機設置にかかる目的外使用許可について、所管部局によって使用料の「徴収」と「免除」と、その取扱いが大きく異なっている。 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の取扱いを統一的行うべきである。	(8) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の取扱いについて 平成18年度から、県民体育館及び武道館の自販機設置にかかる目的外使用許可については、管財課の合議のもと使用料を徴収することとしました。
(9) 委託費で購入した資産について 喫煙室を設置するための工事費を需用費で支出しているが、県に対して財産増加の報告はされていなかった。当該工事により建物の機能が増加するため、県の財産として台帳に記載し、管理すべきであると思われる。	(9) 委託費で購入した資産について 台帳に記載するよう処理を進めます。
(10) 法人税について 財団は、決算資料を調整後法人税の計算および申告を高知市内の税理士に委任している。この申告書作成過程で、税理士に法人税法等の解釈に誤解があり法人税等を過大に申告し納付している。	(10) 法人税について 平成16年度申告について、税理士を通じて所管税務署に修正申告を行いました。また、平成17年度確定申告は適切に積算しました。

平成17年度包括外部監査結果に基づく措置について

38

監査結果	措置の内容
<p>(11) 消費税について 財団では実費弁償方式による委託費の消費税計算にあたって確定前の概算額をもって課税売上高とするとともに、県への返還額は課税仕入れの加算として処理しているが、この返還額は実際の返還額と財団が負担する消費税を合計したものになっている。ところが、財団は課税仕入れには該当しない消費税額をこれに合算し控除対象の仕入税額を算定している。このため、控除税額が過大となりこの結果消費税額が過小に計算され申告されている。</p>	<p>(11) 消費税について 税理士の意見を聞き、これまでどおりの算定を行うこととしました。</p>

18高監査第189号
平成19年3月30日

高知県監査委員 様

高知県監査委員

平成17年度包括外部監査の結果に基づく措置について(通知)

平成18年5月19日付け高知県公報号外第17号監査公表第4号で公表された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき別紙のとおり通知します。

別紙

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>第 2 外部監査の結果</p> <p>II 監査委員監査の実施について</p> <p>2. 高知県の監査委員監査実施上の問題点について</p> <p>(1) 試査によることについて 高知県監査委員監査基準、監査委員事務局監査実施マニュアルに監査手続の適用は試査による旨の記載が見あたらない。</p> <p>(2) 試査と内部統制の評価について 内部統制自体を直接に評価しようとする手続は体系的には取られていない。</p> <p>(3) 監査委員の監査公表について 財務に関する事務は、「この範囲を抽出して監査を実施した結果、抽出した範囲においては財務に関する事務は、おおむね適正に執行されている」等々の表現が実態を表現していると思われる。 同じ特別指摘事項であっても、不正と誤謬のいずれであるかの検討は行われるべきである。</p>	<p>第 2 外部監査の結果</p> <p>II 監査委員監査の実施について</p> <p>2. 高知県の監査委員監査実施上の問題点について</p> <p>(1) 試査によることについて 監査実施マニュアルに記載する。</p> <p>(2) 試査と内部統制の評価について 平成 19 年度の行政監査で内部統制の実態を調査し、評価する基準を作成する。</p> <p>(3) 監査委員の監査公表について 監査対象が多いため抽出した範囲を数量的に特定することは困難と考えられるので、適正な記載方法を検討する。</p> <p>「不正」「誤謬」の用語を使用するかどうかは別として、その判断は行っている。</p>
<p>III ヒアリングの結果について</p> <p>1. 原因の分析について</p> <p>(1) 不十分と思われる原因究明について 事実認定と指摘事項等は、監査対象機関側の実態を的確に現した内容になっていない。不適切とされる事項が発生した背景を含めた原因分析が十分になされていない。 監査委員事務局が、執行機関の原因分析と対応策を横断的に整理することは、情報の共有化という点から、県庁全体の事務及び事業の改善に資すると考えられる。</p> <p>(2) 原因究明に際しての不正と誤謬の区別について 定期監査結果の報告書の指摘事項の記載では、事実認定のうち、どの規則等に違反するか</p>	<p>III ヒアリングの結果について</p> <p>1. 原因の分析について</p> <p>(1) 不十分と思われる原因究明について</p> <p>(2) 原因究明に際しての不正と誤謬の区別について 指摘した事項について、職員の資質に問題があるのか、制度が複雑になり過ぎたことに問題があるのか、事務を処理するうえで職員に過度な能力が求められていることに問題があるのか等を含めて、これまでも原因を分析してきたが、監査報告書に記載するという点については必ずしも十分ではなかった。 そのため今後は、適正な表記を考える。</p>

<p>という記載であり、それがなぜ起こったのかという原因については明らかにされていない。</p> <p>(3) 監査過程での意思疎通について 相互理解による監査本来の目的の達成の実現に努める必要がある。</p> <p>(4) 監査における批判的機能と指導的機能のバランスについて 監査の実施過程において、問題点を修正するための指導的機能にも配慮した内容とする必要を検討する必要がある。</p>	<p>(3) 監査過程での意思疎通について 事前監査の実施過程では、具体的に提案するとともに、必要な指導を行っているが、受け取る側との意思疎通が十分でなかった場合もあったのではないかと考えられるので、今後は相互理解を図っていく。</p> <p>(4) 監査における批判的機能と指導的機能のバランスについて 監査報告書等への記載事項が少なかつたため、その内容が明らかにされていないこともあるが、事前監査において必要な指導は行ってきており指導的機能は果たしていると考えている。 今後は、指導内容も記載するようにする。</p>
<p>8. 研修について</p> <p>(2) 研修内容について</p> <p>② 監査・検査の役割についての研修 監査・検査サイドは、業務改善や組織体制構築に役立てる監査・検査のあり方を考えることが重要と思われる。</p>	<p>8. 研修について</p> <p>(2) 研修内容について</p> <p>② 監査・検査の役割についての研修 監査結果が業務改善に資することは監査委員の役割として重要な点であり、個別の事例を指摘するにとどまらず、制度やその運営上の問題点があった場合は、監査委員の意見として公表をしてきている。 平成 18 年度は、旅費制度を取り上げて指摘をしたが、今後も業務の改善につながる監査をしていく。</p>

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成19年7月6日

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高知県立幡多けんみん病院医事システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県立幡多けんみん病院総務課 宿毛市山奈町芳奈3番地
1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年5月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社高知支店 高知市本町四丁目2-44
- 5 随意契約に係る契約金額
62,475,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第2号に該当するため